

令和 2 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

**災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析  
及び運営の標準化に関する調査研究事業**

**報 告 書**

**(データ版)**

**令和 3 (2021) 年 3 月**

**株式会社 富士通総研**



災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析  
及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書  
(データ版)

目次

1.	アンケート調査について	1
(1)	調査の目的	1
(2)	アンケート調査の設問構成	1
(3)	調査方法及び調査期間	2
(4)	回収結果	3
(5)	報告書を見る際の注意事項	3
2.	都道府県別回答	4
(1)	北海道	4
(2)	青森県	6
(3)	岩手県	9
(4)	宮城県	13
(5)	秋田県	16
(6)	山形県	19
(7)	福島県	22
(8)	茨城県	24
(9)	栃木県	27
(10)	群馬県	30
(11)	埼玉県	33
(12)	千葉県	36
(13)	東京都	39
(14)	神奈川県	42
(15)	新潟県	45
(16)	富山県	48
(17)	石川県	51
(18)	福井県	54
(19)	山梨県	56
(20)	長野県	57
(21)	岐阜県	61
(22)	静岡県	64
(23)	愛知県	67
(24)	三重県	70
(25)	滋賀県	73
(26)	京都府	77
(27)	大阪府	80

(28)	兵庫県.....	83
(29)	奈良県.....	85
(30)	和歌山県.....	88
(31)	鳥取県.....	90
(32)	島根県.....	93
(33)	岡山県.....	96
(34)	広島県.....	99
(35)	山口県.....	101
(36)	徳島県.....	103
(37)	香川県.....	106
(38)	愛媛県.....	109
(39)	高知県.....	113
(40)	福岡県.....	116
(41)	佐賀県.....	119
(42)	長崎県.....	122
(43)	熊本県.....	125
(44)	大分県.....	128
(45)	宮崎県.....	131
(46)	鹿児島県.....	134
(47)	沖縄県.....	137
	資料.....	141
	災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のご願い(依頼状).....	143
	災害時の福祉支援体制の構築についての調査(調査票).....	145

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業  
 災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業  
 (データ版)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

# 1. アンケート調査について

## (1) 調査の目的

本調査は、全国の各都道府県における、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成の状況等について把握することを目的とする。

今年度は47団体全てから回答があった。

## (2) アンケート調査の設問構成

設問		備考
問	内容	
<b>I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況</b>		
問1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	
問2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
①	自都道府県内で活動する名称・内容	
②	体制の稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期	
③	体制構築に関わっている団体	
④	現在の協議会、協定等への参加団体以外で連携を想定している団体	
⑤	支援の対象	
⑤-1	支援の主な対象先	
⑤-2	支援の主な対象者	
⑥	対応を想定している「災害」	
⑦	体制の担当部署	
⑧	体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
⑨	体制の事務局	
⑩	事務局の担当者数	
⑪	事務局の運営費用	
⑫	災害時の事務局のバックアップ機能	
⑬	派遣人員の確保や育成状況	
⑬-1	人員確保の方法	
⑬-2	人材層、人材像の育成策	
⑬-3	研修や訓練の実施状況	
⑬-4	チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	
⑬-5	平時におけるチーム員としての活動状況	
⑬-6	平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	
⑭	活動に際しての資機材等の確保状況	
⑮	災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1	本部の体制や立ち上げ手順	
⑮-2	災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	
⑮-3	災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	
⑮-4	災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	
⑮-5	災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	
⑯	都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1	「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
⑯-2	災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
⑯-3	災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	
⑰	都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	

設 問		備考
問	内 容	
	⑮ 体制に関する各市区町村への働きかけ状況	
	⑯ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	
問 2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	
	① 自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期	
	② その時期とした理由	
	③ 体制の事務局に想定する者	
	④ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
	④-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
	④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	⑤ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	⑥ 現時点で大規模災害が発生した場合に他都道府県災害派遣福祉チームが派遣された場合の接続先	
問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし	
	① 自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由	
	② 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制の有無、名称、担当部門	
<b>II 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)</b>		
問 3	自都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性(受援)を想定しているか	
	① 「1.想定している」のみ回答 連携方法、活動時の情報共有策の検討状況	
	② 「1.想定している」のみ回答 受け入れる際の課題	
	③ 「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問 4	他県で災害が発生した場合、自都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性(応援)を想定しているか	
	① 「1.想定している」のみ回答 他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等の検討状況	
	② 「1.想定している」のみ回答 派遣する際の課題	
	③ 「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問 5	広域派遣の可能性を想定し、実施したこと	
<b>III 都道府県での実際の活動経験について</b>		
問 6	都道府県での災害派遣福祉チームの派遣経験有無	
	① 活動状況(3つまで)	
	② 災害派遣福祉チーム活動後、実施したこと	
	③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、今後の課題であると考えたこと	
	④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できること	
<b>IV 災害時の福祉支援体制全般について</b>		
問 7	災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでいること	
問 6	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	

### (3) 調査方法及び調査期間

調査対象	47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	2021 (令和 3) 年 1 月 20 日～2 月 10 日

#### (4) 回収結果

回収数	47 団体
回収率	100.0%

#### (5) 報告書を見る際の注意事項

- 本資料は、都道府県から回答のあった内容のうち、都道府県の構築実態を示す問 2 を個別に整理し、掲載したものである。他の回答内容等については報告書本編に記載しているため、あわせて確認頂きたい。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 都道府県からの回答において「別添参照」等の記載があった箇所については、回答票と合わせて提出があった別添資料等から、事務局が回答に該当する箇所を転載した。
- 協議会に参加している団体等の並びについては、他県との整合を取るため、事務局において並び替えを行っている場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

## 2. 都道府県別回答

### (1) 北海道

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(予定)
		協定締結者	北海道知事及び各団体の長(2者協定)
		内容	目的、チーム員の登録、チームの編成、派遣、待機依頼、費用負担等、情報の交換、研修及び訓練、秘密保持、有効期間等について定めている。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2021年3月に開始予定である。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	北海道社会福祉協議会(協定締結せず連携)
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部
		障害児・者等	北海道知的障がい福祉協会
		児童・母子	—
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	北海道民生委員児童委員連盟(協定締結せず連携)	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)にて示されているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】一般避難所等において配慮を要する場合があるため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ (竜巻、火災)	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部福祉局地域福祉課、保健福祉部福祉局施設運営指導課、保健福祉部総務課	※複数部署の場合の主担当 保健福祉部福祉局地域福祉課



⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		今後検討予定																			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。																			
⑩事務局 担当者の数	専任	—																			
	兼任	6名																			
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																			
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																			
	バックアップ の方法	—																			
⑬派遣人員の確保や育成状況		2021年度中開始予定																			
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																			
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】 チーム員への派遣調整依頼、派遣先での役割分担や活動内容等																			
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																			
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																			
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 北海道災害派遣福祉チームマニュアル、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱																			
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		想定していない。																			
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 ・災害時の連携方法 ・他都府県から派遣される各種チームとの連携が困難																			
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		特にない。																			
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																			
⑱体制に関する各市区町村との関係		通知文による説明及び周知（予定）																			
⑲住民への啓発等		—																			

## (2) 青森県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。</li> <li>・大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。</li> <li>・大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森DCATの編成に関すること。等</li> </ul>
②体制の立ち上げ（予定）時期		2018年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	公益社団法人 青森県老人福祉協会 公益社団法人 青森県老人保健施設協会 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 青森県支部 青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	青森県身体障害者施設協議会
		児童・母子	一般社団法人 青森県保育連合会 青森県児童養護施設協議会
		その他	青森県社会就労センター協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人 青森県社会福祉士会 公益社団法人 青森県介護支援専門員協会 青森県ホームヘルパー連絡協議会 一般社団法人 青森県介護福祉士会 青森県精神保健福祉士協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	青森県健康福祉部健康福祉政策課	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○ 6. 未定・検討中 — （その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設） <b>【理由】</b> 被災者支援の充実に資するため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ 5. 未定・検討中 — （難病等の疾患を有する者、妊産婦、子ども等） <b>【理由】</b> 被災者支援の充実に資するため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ （災害救助法が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害（大規模災害））	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	健康福祉政策課
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	保健師チームによる支援体制の構築		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	青森県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	4名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体(社会福祉法人等)	
	確保した人員	118名	
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー）</li> <li>・職種（相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員）</li> <li>・業務経験3年以上</li> <li>・青森DCATの派遣に協力する施設又は法人の長の推薦を受け、原則としてDCAT登録員研修を修了した者</li> </ul>	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修	
	2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー、相談支援員、介護職員、生活相談員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員等で、当該業務経験が3年以上の者	
	3)実施時期	2020年9月	
	4)内容	有識者による講義、図上訓練等	
	<b>研修2</b>		
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修Ⅰ	
	2)対象者	登録時研修修了者	
	3)実施時期	2020年10月	
	4)内容	有識者による講義、図上訓練等	
	<b>研修3</b>		
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修Ⅱ	
	2)対象者	スキルアップ研修Ⅰ修了者	
3)実施時期	2020年12月		
4)内容	有識者による講義、図上訓練等		
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。		

⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(県の防災訓練に参加している)																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○その他 ・ 養成研修やスキルアップ研修の案内を法人本部、施設・事業所、個人へそれぞれメール送信している。 ・ 医療や保健関係の研修等について、受講を促している。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>衛生用品、クーラーボックス、車両用マグネットシート、ガソリン携行缶、ランタン、救急セット、防塵メガネ、ブルーシート、寝袋、毛布等</p>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】 県災害対策本部内の保健医療調整本部にDCAT調整本部を設置。保健医療調整本部内には災害福祉コーディネーターも配置され、統括DHEATに対し福祉面からの助言と福祉に関するコーディネートを実施。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。																								
	<table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている。</td> </tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている。																						
連携方法、活動時の情報共有策について																									
概要は決まっている。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】 令和3年度に、避難所における円滑な支援体制を図るため、保健・医療・福祉の関係機関による連絡会議を開催予定。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	担当者会議での説明の実施等。																								
⑲ 住民への啓発等	—																								

### (3) 岩手県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	岩手県災害福祉広域支援推進機構
		内容	大規模災害時における要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2013年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会 一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会 いわて地域密着型サービス協会 岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会、岩手県知的障害者福祉協会
		児童・母子	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会
	その他	—	
③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人 岩手県社会福祉士会 一般社団法人 岩手県介護福祉士会 岩手県精神保健福祉士会 岩手県介護支援専門員協会 岩手県ホームヘルパー協議会 岩手県医療ソーシャルワーカー協会	
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	一般社団法人 岩手県医師会 一般社団法人 岩手県歯科医師会 一般社団法人 岩手県薬剤師会 岩手県保健師長会 学校法人岩手医科大学、公立大学法人岩手県立大学 岩手県市長会、岩手県町村会	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 基本的には、一次的な避難所となる一般避難所での活動を想定しており、状況によっては、二次的な避難所(福祉避難所等)でも活動が想定される。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ 5. 未定・検討中 — (難病等疾患がある方、アレルギーがある方、女性・妊産婦、外国人、精神的に不安定な方、その他特に支援が必要な方) <b>【理由】</b> 災害時一般避難所に避難する要支援者として想定するもの。	

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 —	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○
		9. 原子力災害 ○	
		10. その他 ○	(火災・テロ災害)
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の担当
⑧担当部署以外との連携・検討状況		岩手県災害福祉広域支援推進機構の県関係室課として、保健福祉部内各室課及び総合防災室が参画している。	
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	1名	
⑪事務局の運営費用		○その他(事務局(県社協)による独自予算)	
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。	
	バックアップの方法	災害発生時、県は被害情報の収集、関係機関との連絡調整、チーム派遣の可否の判断や費用負担に関する事務を行う。また、その他の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体の構成員の調整及びチーム派遣に関する調整を行い、事務局をバックアップすることとしている。	
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定している)	
	協定の締結先	チーム員の所属する施設	
	確保した人員	274名	
	登録条件	※上記人数は、令和2年10月末時点。 ※岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領第2第1項のとおり。	
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。	
		<b>研修1</b>	
		1)名称	岩手県災害派遣福祉チームスキルアップ研修1
		2)対象者	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修修了者であって、登録の日からおおむね2年以内の者
		3)実施時期	2020年9月
		4)内容	講義、演習等
		<b>研修2</b>	
		1)名称	岩手県災害派遣福祉チームスキルアップ研修2
		2)対象者	「スキルアップ研修1」及び「スキルアップ研修2」修了者
		3)実施時期	2020年10月
		4)内容	講義、演習等
		<b>研修3</b>	
		1)名称	新型コロナウイルス感染症対策セミナー
		2)対象者	岩手県災害派遣福祉チーム員
		3)実施時期	2020年10月、11月
		4)内容	講義(演習含む)
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の方		特に促してはいない。	

⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(講師や周知依頼に応じて、チーム員が住民らへの普及活動を実施することがある。)																													
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																													
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。																													
	<table border="1"> <tr> <td>確保済資機材</td> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9. 自家発電機</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">その他有、岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】P19、20参照</td> </tr> </table>	確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○		3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○		7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—		9. 自家発電機	○				10. その他	○	その他有、岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】P19、20参照
確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																										
	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																										
	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○																										
	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																										
	9. 自家発電機	○																												
	10. その他	○	その他有、岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】P19、20参照																											
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																														
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																													
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】チーム員の派遣又は派遣調整																													
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																													
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】県の内規																													
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																													
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																														
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】岩手県災害対策本部 保健福祉部 県の地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部内に設置される「保健福祉部」が、保健・医療・福祉関連の各種支援及び調整の役割を担っている。																													
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている。</td> </tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている。																											
連携方法、活動時の情報共有策について																														
概要は決まっている。																														
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】 ・県の総合防災訓練において、連携した訓練を実施。 ・災害派遣福祉チームの研修に、医療チームから講師派遣。																													
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																													
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	・市町村災害救助法担当者会議等において、チームの説明、市町村地域防災計画への反映、チームへの協力を依頼。 ・県と市町村が実施する総合防災訓練に、災害派遣福祉チームも参加。																													
⑲ 住民への啓発等	・紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載。 (岩手県災害派遣福祉チームの設置について) <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html</a> ・県政広報を活用し、県民等に広報。 ・防災訓練への参加を通じて周知。																													

(参考)

岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】 ver.2 (平成30年3月版)  
P19、P20

岩手県災害派遣福祉チーム資機材一覧 (10チーム分)

【別表1-1】 ※H24年度購入分

品名	個数	品名	個数
車両用マグネットシート (5枚1セット)	10	多機能ライト (ラジオ付)	60
デジカム (16GBSD)	10	ヘッドランプ	60
メンテナンスキット (工具)	10	リュック	60
腕罩 (スクリーニング用)	600	防塵メガネ	60
投光機	10	カッター	60
ガソリン携行缶 (20L)	20	万能はさみ	60
小型発電機 (ガソリンタイプ)	10	スケッチブック	100
小型発電機 (ガスタイプ)	2	ヘルメット	60
ランタン	10	防寒着 (上のみ、名入り)	60
ダンボール (箱型10枚1セット)	10	ユニフォーム (上下、名入り)	60
ブルーシート	30	ベスト (名入り)	60
カセットコンロ	20	安全長靴	60
ガスマッチ (チャッカマン)	20	内履き	60
テント (四方幕付き)	10	雨具	60
PCタブレット (bad)	10	筆記用具セット	60
スコップ等機材セット	10	クリップボード (A3)	60
保冷ボックス	20	寝袋	60
バケツ	30	エアークッション	60
大型救命箱 (50人用)	10	毛布	120
ゴム手袋 (100枚入) M、L	100	トランシーバー	60
ビニール手袋 (100枚入) M、L	100	ポリタンク	60
タオル (30枚入り)	10	ポータブルトイレ	30
ポリ袋 (2種1セット)	10	ポータブルトイレ消耗品 (100回分)	30
保温アルミシート	100	ブライバシースクリーン	20

【別表1-2】 ※H25年度購入分

USB メモリー	10	フラットファイル	100
2穴パンチ	10	乾電池単三	500
ボスカ	10	乾電池単四	500
セロテープ	50	パイプ式ファイル 5cm幅	10
やかん	10	パイプ式ファイル 10cm幅	10
鍋	10	ポリ袋 45リットル 10枚入り	50
ガムテープ (紙)	50	ポリ袋 90リットル 10枚入り	50
ガムテープ (布)	50	エンジンオイル 0W-40 (1L)	12
ガスボンベ	48		

【別表1-3】 ※H26~29年度購入分

血圧計	10	使い捨てマスク (箱)	100
iPad用防水ケース	10	電工ドラム 30mm4口	10
延長コード 10m6口	30	メッシュタイプビブス (黄色)	60
トランシーバー用イヤホンマイク	60		

※ 保管場所はふれあいランド岩手2階機材室及び第2駐車場横専用倉庫 (iPad・ケースは県社協事務所内)

※ 内容はH30.3月時点のもの

【別表2】 初動時に手配する資機材等の例

物品等	数量	手配担当
現金	概ね5万円	事務局
チーム用名刺、緊急通行車両証	チーム(員)数+事務局	県
優先給油所・給油証 (携行缶用ガソリン等)		県(事務局)
公用携帯電話 (可能であれば衛星電話)	チーム数×2+事務局	事務局(県)
モバイル機器 (iPad等)	チーム数	事務局(県)
ノートPC、PC用プリンター	チーム数	事務局
事務用品 (A4用紙、標準紙、ホチキス、電卓等)	必要数	事務局・チーム員
飲料水・生活用水、食糧、トイレ用ペーパー	必要量	チーム員
冬 反射式ストーブ、灯油	必要数	事務局
夏 扇風機	必要数	事務局

【別表3】 状況に応じて手配する資機材等の例

- 派遣チームと事務局等が調整のうえ手配する。
- 自己完結型活動を基本とするが、市町村の備蓄、支援物資等で調達できるものについては、現地災害対策本部(又は避難所代表者)と連絡を取り、必要な物資を提供してもらう。
- 避難所の運営のため必要であれば、購入して対応することができる場合があるので、現地災害対策本部と相談する。
- 現地での調達が困難で、広域的な調整を要する場合は、事務局が関連業者・団体等へ調整を図る。

物品等	手配先
衛生用品 (オムツ・生理用品等)	協力施設・業者等
ベッド・寝具	協力施設・業者等
トイレ・入浴、歩行等補助具	業者等
ストーマ器具	日本オストミー協会岩手支部・業者等
吸引器・ネブライザー等医療機器	現地救護班・医療チーム、業者等

【災害救助法による救助費の対象経費の例】

避難所設置のためのカーペット、パーテーション、仮設スロープ、仮設トイレ(洋式)等



#### (4) 宮城県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	災害発生時における高齢者、障害者などに対する緊急的に福祉的な対応を行うための、県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体等による広域的な福祉支援ネットワークの構築
②体制の立ち上げ（予定）時期		2017年7月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	宮城県社会福祉協議会 宮城県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人東北福祉会 社会福祉法人仙台市社会事業協会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	宮城県老人福祉施設協議会 宮城県認知症グループホーム協議会 日本認知症グループホーム協会宮城県支部 宮城県老人保健施設連絡協議会 仙台市老人福祉施設協議会
		障害児・者等	宮城県知的障害者福祉協会 宮城県身体障害者施設協議会 宮城県障害者小規模施設連絡会
		児童・母子	宮城県保育協議会 宮城県児童養護施設協議会 宮城県母子生活支援施設連絡協議会
		その他	宮城県社会就労センター協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	宮城県社会福祉士会 宮城県介護福祉士会 宮城県ケアマネジャー協会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	東北福祉大学、県内全市町村
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】避難所における福祉的な課題が最も重要な課題と考えているため	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      （福祉的な支援を必要とする者） 5. 未定・検討中 — 【理由】福祉的な支援を必要と思われるため	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 — 9. 原子力災害 —      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	宮城県地域防災計画において災害派遣福祉チームを規定している。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	宮城県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	1名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体、施設	
	確保した人員	39名	
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員等の福祉・介護の職に従事する者で当該業務の経験が3年以上の者</li> <li>・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援職員、保育士、ホームヘルパー等の福祉に関する資格を有するもので当該資格に基づく業務の経験が3年以上の者</li> <li>・上記と同程度の業務経験があると協議会が認めた者</li> </ul>	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	通信訓練	
	2)対象者	派遣協定を締結している法人・団体	
	3)実施時期	2020年6月	
	4)内容	メールの送受信の確認	
	<b>研修2</b>		
	1)名称	宮城県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修	
	2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー、社会福祉主事任用資格取得者、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、その他協議会が認めた者	
	3)実施時期	2021年1月	
4)内容	災害派遣福祉チームとして円滑な活動が行えるよう必要な知識及び技術の習得（例年は講義と演習により構成しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講義のみオンラインにより実施）		

⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																													
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																													
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																													
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。																													
	<table border="1"> <tr> <td>確保済資機材</td> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">ヘルメット、ヘッドライト、体温計、クリップボード、フェイスシールド</td> </tr> </table>	確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○		3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—		7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—		9. 自家発電機	—				10. その他	○	ヘルメット、ヘッドライト、体温計、クリップボード、フェイスシールド
確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																										
	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																										
	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																										
	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																										
	9. 自家発電機	—																												
	10. その他	○	ヘルメット、ヘッドライト、体温計、クリップボード、フェイスシールド																											
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																														
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																													
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																													
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】災害派遣福祉チーム設置運営要領により、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、派遣することとしている。																													
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領																													
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領																													
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																														
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																													
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	— 連携した活動は想定しているが、協議していない。																													
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																													
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																													
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町村説明会を開催し、市町村地域防災計画への反映や災害福祉広域支援ネットワーク協議会への理解促進を図る予定（R3.2月に開催予定）																													
⑲ 住民への啓発等	住民向けの啓発・周知等は行っていない。宮城県社会福祉協議会HPに宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会のページを掲載。 （宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について） <a href="http://www.miyagi-sfk.net/community/node_28228">http://www.miyagi-sfk.net/community/node_28228</a>																													

## (5) 秋田県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワークを構築することを目的に設置。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2018年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	秋田県社会福祉協議会 秋田県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	秋田県老人福祉施設協議会 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	秋田県知的障害者福祉協会 秋田県社会就労センター協議会
		児童・母子	秋田県児童養護施設協議会 秋田県母子福祉協議会 秋田県保育協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		特になし。	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】 災害時要配慮者の避難先での長期間の生活で生じる問題に対応することを想定している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者) 5. 未定・検討中 — 【理由】 要配慮者とされる方々の支援を想定している。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○      (地滑り、崖崩れ、土石流、その他異常な自然現象、大規模火災若しくは爆発、その他大規模な人為的な事故)	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部 地域・家庭福祉課	※複数部署の 場合の担当	総務部総合防災課										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	福祉避難所の指定・協定状況等について、高齢者福祉、障害児・者福祉、保健・医療の関係課と情報共有を図っている。												
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。											
	団体が担う 場合の団体名	秋田県社会福祉協議会											
⑩事務局 担当者の数	専任	—											
	兼任	4名											
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）												
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。											
	バックアップ の方法	—											
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。												
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）											
	協定の締結先	法人											
	確保した人員	59名											
	登録条件	次に掲げる者のうち当該実務経験が3年以上の者であって、協力施設等の長の承認又は協議会の構成団体の推薦を受け、原則として別に定める研修を終了した者 1. 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパーの有する者 2. 相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 3. 特に知事が認めた者											
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。												
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 名称</td> <td>秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>高齢・障害・児童の各分野の福祉施設に従事しており、経験年数が3年以上であり、各社会福祉法人又は福祉事業所の長から参加を認められている者。なお、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有している者が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2021年1月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>秋田県災害派遣福祉チーム員の構成員となるための基礎的知識及び技術習得に必要な講義及び演習の実施。</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1) 名称	秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修	2) 対象者	高齢・障害・児童の各分野の福祉施設に従事しており、経験年数が3年以上であり、各社会福祉法人又は福祉事業所の長から参加を認められている者。なお、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有している者が望ましい。	3) 実施時期	2021年1月	4) 内容	秋田県災害派遣福祉チーム員の構成員となるための基礎的知識及び技術習得に必要な講義及び演習の実施。
研修1													
1) 名称	秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修												
2) 対象者	高齢・障害・児童の各分野の福祉施設に従事しており、経験年数が3年以上であり、各社会福祉法人又は福祉事業所の長から参加を認められている者。なお、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有している者が望ましい。												
3) 実施時期	2021年1月												
4) 内容	秋田県災害派遣福祉チーム員の構成員となるための基礎的知識及び技術習得に必要な講義及び演習の実施。												
⑬-4 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方	特に促してはいない。												
⑬-5 平時におけるチーム員と しての活動状況	○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。												
⑬-6 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり	特になし。												

⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. その他 ○ 車輛用マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】当該団体におけるチーム員派遣の調整に関する事。その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】「秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル」の中の一項目として、「チームの組織体制」ということで記載している。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		ある。 【その内容】災害派遣福祉チーム員の研修に、保健・医療チームの関係者から講師として講演してもらっている。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係		市町村・消防本部防災担当課長会議の場で、災害派遣福祉チームについて説明している。
⑲ 住民への啓発等		災害派遣福祉チーム員の研修など、報道機関を通じて周知に努めている。

## (6) 山形県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	山形県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定
		協定締結者	高齢者福祉関係団体及び団体内の会員施設
		内容	県と関係団体及び県と関係団体内の開院施設間で協定を締結している。なお、支援対象者を障がい者、子ども等に拡充するため、現在、「山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（仮称）」設置に向けて準備会を立ち上げ検討中。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2016年2月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会
		障害児・者等	—
		児童・母子	—
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		山形県社会福祉協議会、山形県社会福祉法人経営者協議会、 山形県介護支援専門員協会、山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会、山形県身体障害者福祉施設協議会、山形県知的障害者福祉協会、 山形県精神保健福祉士協会、山形県社会就労センター協議会、 山形県相談支援専門員協会、山形県保育協議会、 やまがた育児サークルランド、山形県社会福祉士会、 山形県介護福祉士会、山形県市長会、山形県町村会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 —	<b>【理由】</b> 福祉チーム設置の目的は、避難所等において要配慮者の支援にあたり、災害時における被災者支援体制の充実強化を図るものであるため。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 — 3. 乳幼児 — 4. その他 ○      (障がい者、乳幼児等への対象拡大に向けて準備中) 5. 未定・検討中 —	<b>【理由】</b> 協定を締結している団体が、高齢者福祉関係団体のみであるため。なお、対象者拡大に向けて準備中。

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○										
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○										
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○										
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○										
		9. 原子力災害 ○											
		10. その他 —											
⑦福祉支援体制の担当部署		山形県健康福祉部地域福祉推進課、長寿社会政策課	※複数部署の場合の担当 山形県健康福祉部地域福祉推進課										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組みを推進するため、県庁内に庁内ワーキンググループ（防災、子育て、高齢者、障がい関係の各所管課により構成）を設置している。											
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。											
⑩事務局担当者の数	専任	—											
	兼任	2名											
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）											
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。											
	バックアップの方法	—											
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。											
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）											
	協定の締結先	施設											
	確保した人員	137名											
	登録条件	介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等の資格を持ち、3年以上の実務経験がある者（防災士の有資格者であることが望ましい）											
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。											
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和2年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>福祉関係団体の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援対策に関わる関係者など</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年11月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>第1日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 第2日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議及び演習</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)名称	令和2年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修	2)対象者	福祉関係団体の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援対策に関わる関係者など	3)実施時期	2020年11月	4)内容	第1日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 第2日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議及び演習
研修1													
1)名称	令和2年度山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修												
2)対象者	福祉関係団体の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援対策に関わる関係者など												
3)実施時期	2020年11月												
4)内容	第1日目：災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 第2日目：図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議及び演習												
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の方		特に促してはいない。											
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし。											



⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし。																							
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">車両掲示用マグネットシート</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	車両掲示用マグネットシート
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	車両掲示用マグネットシート																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		想定していない。																							
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<p>連携した活動は特に想定していない。</p> <p>【その際の理由】現在、福祉関係団体を構成団体とするネットワーク協議会設置に向けて検討している段階であり、保健・医療の担当部署との連携については、協議会設置後に検討予定。</p>																							
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		特になし。																							
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																							
⑱ 体制に関する各市区町村との関係		—																							
⑲ 住民への啓発等		—																							

## (7) 福島県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	県広域災害福祉支援ネットワーク協議会
		内容	福島県災害派遣福祉チームの派遣体制の整備等
②体制の立ち上げ（予定）時期		2013年11月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	福島県老人福祉施設協議会 福島県老人保健施設協会 福島県認知症グループホーム協議会
		障害児・者等	福島県障がい児者福祉施設協議会
		児童・母子	—
		その他	—
③-3.職能団体	専門職の団体	福島県社会福祉士会、福島県介護支援専門員協会 福島県介護福祉士会、福島県精神保健福祉士会 福島県理学療法士会、福島県作業療法士会 福島県医療ソーシャルワーカー協会	
③-4.その他	他職種 of 団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】災害の初期（発災後7日間程度）の活動を想定しているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 — 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】チーム員として必要とする資格又は職種が高齢者や障害者・ 児等関係のため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部社会福祉課、 保健福祉部保健福祉総務課	※複数部署の 場合の主担当 保健福祉部社会福祉課
⑧担当部署以外との連携・検討状況		危機管理部災害対策課も構成団体（県）の一員として協議会に参画している。	
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	1名	
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算	
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	

⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																								
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定している)																							
	協定の締結先	法人、施設等																							
	確保した人員	203名																							
	登録条件	職種等																							
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。																								
⑬-3 研修や訓練の実施状況	—																								
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。																								
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">道路地図、災害多人数用救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドランプ、カセットコンロ</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	道路地図、災害多人数用救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドランプ、カセットコンロ
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	道路地図、災害多人数用救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドランプ、カセットコンロ																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】福島県国土強靱化地域計画																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】今後検討。																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町村と合同で行う防災訓練の際に、災害派遣福祉チーム員が参加するなどして、市町村への周知を図っている。																								
⑲ 住民への啓発等	(福島県災害派遣福祉チーム構成員の募集及び各種様式等について) <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/saigaihakenfukushi.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/saigaihakenfukushi.html</a>																								

## (8) 茨城県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	茨城県災害福祉支援ネットワーク
		内容	大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者への福祉支援を円滑に実施するため、茨城県内の福祉関係団体等がネットワークを組織して必要な人的支援体制を整備及び運営する
②体制の立ち上げ(予定)時期		2020年2月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	茨城県社会福祉協議会 茨城県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	茨城県老人福祉施設協議会 茨城県介護老人保健施設協会
		障害児・者等	茨城県心身障害者福祉協会 茨城県救護施設協議会
		児童・母子	茨城県児童福祉施設協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	茨城県介護支援専門員協会 茨城県社会福祉士会、茨城県介護福祉士会 茨城県精神保健福祉士会 茨城県ソーシャルワーカー協会 茨城県リハビリテーション専門職協会 茨城県保育協議会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	日本医療救援機構 茨城NPOセンター・コモンズ	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】国通知に基づき、基本的に一般避難所への派遣を想定しているが、被災自治体の要請により福祉避難所または社会福祉施設へ派遣することも考えている。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】要配慮者へ広く対応するため	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 —      4. 洪水 ○ 5. 高潮 —      6. 地震 ○ 7. 津波 —      8. 噴火 — 9. 原子力災害 —      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	保健福祉部福祉指導課	※複数部署の場合の主担当	—																				
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	防災危機管理部主催の会議や訓練にDWATが参加するほか、発災時にネットワークへ要請するよう地域防災計画へ位置付けている。																						
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。																					
⑩事務局担当者の数	専任	—																					
	兼任	1名																					
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																						
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																					
	バックアップの方法	—																					
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																						
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																					
	協定の締結先	団体																					
	確保した人員	54名																					
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー 等</li> <li>・職種：ソーシャルワーカー、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員、地域包括支援センター職員 等</li> <li>・経験年数：実務経験3年以上</li> </ul>																					
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。																						
⑬-3 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">1)名称</td> <td>令和2年度 茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>茨城県災害派遣福祉チーム員候補者として、茨城県災害福祉支援ネットワーク構成団体から届出のあったもの</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年9月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>要配慮者に対する福祉的支援を行う者としての資質向上を目的に、災害福祉支援ネットワークの仕組みや災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識の習得</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和2年度 茨城県・古河市避難力強化訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>災害派遣福祉チーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>避難所開設訓練 避難所の巡回・相談対応（アセスメント含む）訓練</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1)名称	令和2年度 茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	茨城県災害派遣福祉チーム員候補者として、茨城県災害福祉支援ネットワーク構成団体から届出のあったもの	3)実施時期	2020年9月	4)内容	要配慮者に対する福祉的支援を行う者としての資質向上を目的に、災害福祉支援ネットワークの仕組みや災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識の習得	研修2		1)名称	令和2年度 茨城県・古河市避難力強化訓練	2)対象者	災害派遣福祉チーム員	3)実施時期	2020年10月	4)内容	避難所開設訓練 避難所の巡回・相談対応（アセスメント含む）訓練
研修1																							
1)名称	令和2年度 茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修																						
2)対象者	茨城県災害派遣福祉チーム員候補者として、茨城県災害福祉支援ネットワーク構成団体から届出のあったもの																						
3)実施時期	2020年9月																						
4)内容	要配慮者に対する福祉的支援を行う者としての資質向上を目的に、災害福祉支援ネットワークの仕組みや災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識の習得																						
研修2																							
1)名称	令和2年度 茨城県・古河市避難力強化訓練																						
2)対象者	災害派遣福祉チーム員																						
3)実施時期	2020年10月																						
4)内容	避難所開設訓練 避難所の巡回・相談対応（アセスメント含む）訓練																						

⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																				
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】災害派遣福祉チーム編成に向けた、登録員（会員）への派遣の可否の確認																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】いばらきDWAT活動マニュアル																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】DWATがあまり認知されておらず、理解してもらうための説明に時間を要する。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】医療関係団体がネットワーク構成団体として参画しているため、研修や訓練の際にDMATとの関わりを調整してもらうこととしている。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害救助法担当者会議での説明、防災訓練への参加の働きかけ。																				
⑲ 住民への啓発等	—																				

## (9) 栃木県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	栃木県災害福祉広域支援協議会
		内容	(1) 大規模災害時における要配慮者支援に関する こと (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成 及びチームの編成に関すること (3) その他必要と認められる事項に関すること
②体制の立ち上げ(予定)時期		2018年6月に開始した。	
③協議会に参加している 団体、もしくは協定の 締結先団体	③-1.社会福祉 協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 栃木県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	栃木県老人福祉施設協議会 栃木県老人保健施設協会 栃木県高齢者福祉協会 栃木県認知症高齢者グループホーム協会 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、
		障害児・者等	栃木県障害施設・事業協会 栃木県身体障害者施設協議会 栃木県精神障害者支援事業協会
		児童・母子	栃木県保育協議会 栃木県児童養護施設等連絡協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	栃木県社会福祉士会 とちぎケアマネジャー協会 栃木県介護福祉士会、栃木県精神保健福祉士会、 とちぎ障がい者相談支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	国際医療福祉大学	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】国のガイドライン等を踏まえ決定	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (福祉的配慮が必要な者) 5. 未定・検討中 — 【理由】国のガイドライン等を踏まえ決定	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ (災害救助法が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害)	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の 場合の主担当

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		—																														
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																														
	団体が担う 場合の団体名	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会																														
⑩事務局 担当者の数	専任	—																														
	兼任	2名																														
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																														
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																														
	バックアップ の方法	—																														
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																														
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）																														
	協定の締結先	社会福祉法人等の個別法人																														
	確保した人員	282名																														
	登録条件	原則として社会福祉士等の有資格者で実務経験3年以上、所属法人の了 承を得た者、栃木県社会福祉協議会が実施する研修を受講していること。 （栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領）																														
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。																														
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>災害福祉支援チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員候補者として届け出のあった者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年12月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>・ DWATの基本事項と活動 ・ 災害福祉支援チームの活動の実際</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>災害福祉支援チーム員スキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員として登録されている者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年9月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>・ 避難所理解と環境整備 ・ 避難者心理の理解</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修3</b></td> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研 修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム員として登録されている者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年8月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>・ 災害時の感染症対策</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1) 名称	災害福祉支援チーム員登録研修	2) 対象者	チーム員候補者として届け出のあった者	3) 実施時期	2020年12月	4) 内容	・ DWATの基本事項と活動 ・ 災害福祉支援チームの活動の実際	<b>研修2</b>		1) 名称	災害福祉支援チーム員スキルアップ研修	2) 対象者	チーム員として登録されている者	3) 実施時期	2020年9月	4) 内容	・ 避難所理解と環境整備 ・ 避難者心理の理解	<b>研修3</b>		1) 名称	災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研 修	2) 対象者	チーム員として登録されている者	3) 実施時期	2020年8月	4) 内容	・ 災害時の感染症対策
<b>研修1</b>																																
1) 名称	災害福祉支援チーム員登録研修																															
2) 対象者	チーム員候補者として届け出のあった者																															
3) 実施時期	2020年12月																															
4) 内容	・ DWATの基本事項と活動 ・ 災害福祉支援チームの活動の実際																															
<b>研修2</b>																																
1) 名称	災害福祉支援チーム員スキルアップ研修																															
2) 対象者	チーム員として登録されている者																															
3) 実施時期	2020年9月																															
4) 内容	・ 避難所理解と環境整備 ・ 避難者心理の理解																															
<b>研修3</b>																																
1) 名称	災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研 修																															
2) 対象者	チーム員として登録されている者																															
3) 実施時期	2020年8月																															
4) 内容	・ 災害時の感染症対策																															
⑬-4 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																														
⑬-5 平時におけるチーム員と しての活動状況		○市町村の訓練等に参加・協力している。																														
⑬-6 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり		特になし。																														
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																														
	確保済資機材	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																													
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																													
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																													



		7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. その他 ○ マスク、消毒液等の衛生用品
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】 チーム員派遣の促進	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】 保健医療調整本部	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 課題含め検討中。	
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。	
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。	
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害福祉支援体制構築フォーラム等の開催。	
⑲ 住民への啓発等	周知啓発パンフレットの作成。	

## (10) 群馬県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	群馬県災害福祉支援ネットワーク
		内容	災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行う。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2014年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 群馬県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	群馬県老人福祉施設協議会 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	群馬県身体障害者施設協議会 群馬県知的障害者福祉協会 群馬県精神障害者社会復帰協議会
		児童・母子	群馬県児童養護施設連絡協議会 群馬県母子生活支援施設協議会 群馬県乳児福祉協議会、群馬県保育協議会 ぐんま子育て支援センター連絡会
	その他	群馬県社会就労センター協議会 群馬県救護施設協議会	
③-3.職能団体	専門職の団体	群馬県社会福祉士会、群馬県介護福祉士会 群馬県精神保健福祉士会、群馬県介護支援専門員協会 群馬県ホームヘルパー協議会 群馬県医療ソーシャルワーカー協会	
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	群馬県市長会、群馬県町村会 群馬県総務部危機管理室、群馬県子ども未来部子育て・青少年課、群馬県子ども未来部児童福祉課、群馬県健康福祉部健康福祉課、群馬県健康福祉部介護高齢課、群馬県健康福祉部障害政策課	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 協定により、災害派遣福祉チームの主な支援対象先が避難所となっている。また、社会福祉施設等についても、相互に応援できるよう関係団体と協定を締結している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 支援の主な対象が要配慮者であるため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 — 6. 地震 ○ 7. 津波 — 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		危機管理課、私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康福祉課、介護高齢課、障害政策課	※複数部署の場合の主担当 健康福祉課

⑧担当部署以外との連携・検討状況		庁内担当者に対して災害福祉支援ネットワークの取組を説明する機会を設けている。																																						
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																																						
	団体が担う場合の団体名	群馬県社会福祉協議会																																						
⑩事務局担当者の数	専任	—																																						
	兼任	3名																																						
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算																																						
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																																						
	バックアップの方法	—																																						
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																																						
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																																						
	協定の締結先	団体																																						
	確保した人員	236名																																						
	登録条件	福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）																																						
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。																																						
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2"><b>研修1</b></td></tr> <tr><td>1) 名称</td><td>DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅲ</td></tr> <tr><td>2) 対象者</td><td>DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2020年12月</td></tr> <tr><td>4) 内容</td><td>①避難所における感染症対策 ②災害時の被災者を支えるための法律、諸制度</td></tr> <tr><td colspan="2"><b>研修2</b></td></tr> <tr><td>1) 名称</td><td>DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅳ</td></tr> <tr><td>2) 対象者</td><td>DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2021年2月</td></tr> <tr><td>4) 内容</td><td>①群馬県における災害時の保健医療と福祉の連携について ②災害時に保健所が果たす役割と福祉との連携～東日本台風での実践から</td></tr> <tr><td colspan="2"><b>研修3</b></td></tr> <tr><td>1) 名称</td><td>DWAT専門性向上のための研究会（①高齢者支援、②障害者支援、③子ども・女性支援）</td></tr> <tr><td>2) 対象者</td><td>各研究会メンバー（※DWAT先遣隊及び活動派遣者等から公募し、3つの分野で研究会メンバーを選定）</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2020年11月 ※他2021年2月に実施。3月に開催予定。</td></tr> <tr><td>4) 内容</td><td>【内容】支援活動の振り返りと意見交換 ①高齢者支援：生活不活発病予防の取り組み他、避難所のバリア対策 ②障害者支援：障害者の心の問題、 ③子ども・女性支援 DV被害者の避難生活等</td></tr> <tr><td colspan="2"><b>研修4</b></td></tr> <tr><td>1) 名称</td><td>県総合防災訓練に向けた情報交換会（訓練内容検討会）</td></tr> <tr><td>2) 対象者</td><td>前年度開催地の行政、保健福祉事務所、エリア内DWAT、次期開催地の行政、社協、保健福祉事務所、エリア内DWAT、県行政（危機管理、健康福祉、調整本部担当）、県社協</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2020年9月</td></tr> </table>	<b>研修1</b>		1) 名称	DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅲ	2) 対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員	3) 実施時期	2020年12月	4) 内容	①避難所における感染症対策 ②災害時の被災者を支えるための法律、諸制度	<b>研修2</b>		1) 名称	DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅳ	2) 対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員	3) 実施時期	2021年2月	4) 内容	①群馬県における災害時の保健医療と福祉の連携について ②災害時に保健所が果たす役割と福祉との連携～東日本台風での実践から	<b>研修3</b>		1) 名称	DWAT専門性向上のための研究会（①高齢者支援、②障害者支援、③子ども・女性支援）	2) 対象者	各研究会メンバー（※DWAT先遣隊及び活動派遣者等から公募し、3つの分野で研究会メンバーを選定）	3) 実施時期	2020年11月 ※他2021年2月に実施。3月に開催予定。	4) 内容	【内容】支援活動の振り返りと意見交換 ①高齢者支援：生活不活発病予防の取り組み他、避難所のバリア対策 ②障害者支援：障害者の心の問題、 ③子ども・女性支援 DV被害者の避難生活等	<b>研修4</b>		1) 名称	県総合防災訓練に向けた情報交換会（訓練内容検討会）	2) 対象者	前年度開催地の行政、保健福祉事務所、エリア内DWAT、次期開催地の行政、社協、保健福祉事務所、エリア内DWAT、県行政（危機管理、健康福祉、調整本部担当）、県社協	3) 実施時期	2020年9月
<b>研修1</b>																																								
1) 名称	DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅲ																																							
2) 対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員																																							
3) 実施時期	2020年12月																																							
4) 内容	①避難所における感染症対策 ②災害時の被災者を支えるための法律、諸制度																																							
<b>研修2</b>																																								
1) 名称	DWAT先遣隊ブラッシュアップ研修Ⅳ																																							
2) 対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員																																							
3) 実施時期	2021年2月																																							
4) 内容	①群馬県における災害時の保健医療と福祉の連携について ②災害時に保健所が果たす役割と福祉との連携～東日本台風での実践から																																							
<b>研修3</b>																																								
1) 名称	DWAT専門性向上のための研究会（①高齢者支援、②障害者支援、③子ども・女性支援）																																							
2) 対象者	各研究会メンバー（※DWAT先遣隊及び活動派遣者等から公募し、3つの分野で研究会メンバーを選定）																																							
3) 実施時期	2020年11月 ※他2021年2月に実施。3月に開催予定。																																							
4) 内容	【内容】支援活動の振り返りと意見交換 ①高齢者支援：生活不活発病予防の取り組み他、避難所のバリア対策 ②障害者支援：障害者の心の問題、 ③子ども・女性支援 DV被害者の避難生活等																																							
<b>研修4</b>																																								
1) 名称	県総合防災訓練に向けた情報交換会（訓練内容検討会）																																							
2) 対象者	前年度開催地の行政、保健福祉事務所、エリア内DWAT、次期開催地の行政、社協、保健福祉事務所、エリア内DWAT、県行政（危機管理、健康福祉、調整本部担当）、県社協																																							
3) 実施時期	2020年9月																																							

	4)内容	※上記の日程の他、2020年11月、2021年1月にも実施。 【内容】 ①派遣活動の振り返り ②派遣シミュレーションの振り返り ③次期シミュレーションの計画																			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○市町村の訓練等に参加・協力している。 ○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。 ○都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している。(SNS等)																				
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>○</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	○	6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																		
5. 衛星電話	○	6. トランシーバ	○																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】施設間相互応援に当たっての、連絡調整等																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】協定																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】協定																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】群馬県災害時保健医療福祉活動指針																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。																				
	<table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている。</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている。																	
連携方法、活動時の情報共有策について																					
概要は決まっている。																					
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】共同訓練の実施、情報交換会の実施等																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	・危機管理課とともに、市町村に対して福祉避難所の指定や要援護者名簿の作成の働きかけ。 ・市町村の防災担当部局や福祉担当部局の担当者会議等で説明。																				
⑲ 住民への啓発等	住民向けのリーフレットを作成。(R2年度中)																				

## (11) 埼玉県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	埼玉県災害福祉支援ネットワーク
		内容	大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、埼玉県内の福祉団体が連携して活動を行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2017年5月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協議会
		障害児・者等	埼玉県身体障害者施設協議会 埼玉県発達障害福祉協会 一般社団法人埼玉県セルフセンター協議会 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会
		児童・母子	埼玉県児童福祉施設協議会、埼玉県乳児施設協議会 埼玉県保育協議会、埼玉県母子生活支援施設協議会
		その他	埼玉県救護施設連絡協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 一般社団法人埼玉県介護福祉士会 埼玉県精神保健福祉士協会 一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	さいたま市、川越市、越谷市	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○ （災害時に要配慮者を受け入れる施設） 6. 未定・検討中 —	【理由】他県の状況を参考にし、検討した結果による。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ （災害時に特別な配慮を要する者） 5. 未定・検討中 —	【理由】他県の状況等、検討した結果による。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 — 7. 津波 — 8. 噴火 — 9. 原子力災害 —	

		10. その他	○ (災害救助法が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害)
⑦福祉支援体制の担当部署	社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	令和3年度からの地域防災計画に位置付けられる予定。 障害者支援計画、高齢者支援計画に位置付け。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う場合の団体名	災害派遣福祉ネットワーク事務局は社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	協力団体又は協力法人	
	確保した人員	383名	
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等実務経験が3年以上の者。	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修	
	2)対象者	支援チーム員に推薦された者	
	3)実施時期	2020年12月	
	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制</li> <li>・活動内容・避難所の開設・運営</li> <li>・災害派遣福祉チーム活動の実際</li> </ul>	
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。		
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(支援チーム員のスキルアップ研修等実施)		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。		
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ビブス	○ 2. モバイルパソコン —
		3. プリンタ	— 4. 携帯電話 —
		5. 衛星電話	— 6. トランシーバ —

		7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. その他 ○ 折りたたみ式ヘルメット、多機能LEDライト、リュックサック、救急セット、雨具、寝袋、非常用蓄電池等
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】保健医療チームとの連携の必要性は認識しているが、具体的な検討段階には至っていない。	
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。	
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。	
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	障害者福祉推進課の実施する福祉避難所に係る市町村担当者会議での説明。	
⑲ 住民への啓発等	災害派遣福祉ネットワークとしての取組はなし。	

## (12) 千葉県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会
		内容	大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、千葉県内の福祉関係団体が連携して活動を行うことを目的としている。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2020年7月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	(以下団体と派遣協定締結) 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	(以下団体と派遣協定締結) 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 一般社団法人千葉県老人保健施設協会 一般社団法人ちば地域密着ケア協議会 特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会
		障害児・者等	(以下団体と派遣協定締結) 千葉県身体障害者施設協議会 千葉県知的障害者福祉協議会 特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会
		児童・母子	千葉県児童福祉施設協議会 千葉県保育協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	(以下団体と派遣協定締結) 一般社団法人千葉県社会福祉士会 一般社団法人千葉県介護福祉士会 特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会 一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（派遣協定締結） 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 一般社団法人千葉市身体障害者連合会 千葉県市長会、千葉県町村会
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (避難所等での生活において特別な配慮を必要とする者) 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。	



⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 ○ (竜巻、崖崩れ、土石流、地滑り、その他異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発等)																
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部健康福祉指導課 ※複数部署の場合の主担当 —																
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		・庁内関係課（他の福祉部署、防災、医療、保健等）に対し検討状況の進捗やDWATに係る要綱や要領等の作成等、平時の活動の成果については都度周知を行っている。 ・現時点でDWATの活動内容について未確定な部分があるため、他部署との災害時における具体的な連携方法の検討はまだ進んでいない。																
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会																
⑩事務局担当者の数	専任	—																
	兼任	7名																
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○民間団体による助成等																
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																
	バックアップの方法	—																
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																
	協定の締結先	団体																
	確保した人員	151名																
	登録条件	・協議会事務局が提示する資格を保有する者もしくは職種に該当する者で、当該実務経験が3年以上の者 ・またはそれに準じた能力を有する者																
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。																
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (1回目)</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義及び演習</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (2回目)</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)名称	令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (1回目)	2)対象者	千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者	3)実施時期	2020年10月	4)内容	講義及び演習	<b>研修2</b>		1)名称	令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (2回目)	2)対象者	千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者
<b>研修1</b>																		
1)名称	令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (1回目)																	
2)対象者	千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者																	
3)実施時期	2020年10月																	
4)内容	講義及び演習																	
<b>研修2</b>																		
1)名称	令和2年度千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員登録時研修 (2回目)																	
2)対象者	千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) チーム員候補者																	

	③実施時期	2020年12月																							
	④内容	講義及び演習（1回目と同内容）																							
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	○			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	○																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。</p> <p>【その際の課題】</p> <p>そもそもの進め方をどうするかという点で苦慮している。うまく連携が進んでいる県のケースを紹介してもらえるとありがたい。</p>																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	令和3年度以降、DWATについての説明会を県内各地で行い、市町村地域防災計画への反映等の働きかけを行いたい。																								
⑲ 住民への啓発等	—																								

### (13) 東京都

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会
		内容	災害福祉支援体制の検討
②体制の立ち上げ（予定）時期		2017年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	東京都社会福祉協議会 区市町村社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会
		障害児・者等	東京都社会福祉協議会知的発達障害部会 東京都社会福祉協議会身体障害者福祉部会
		児童・母子	—
		その他	—
③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人東京都社会福祉士会 公益社団法人東京都介護福祉士会 一般社団法人東京都医療社会事業協会 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 一般社団法人東京精神保健福祉士協会	
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	区市町村行政 東京ボランティア・市民活動センター	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 —      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 都内の一般避難所は約3,000か所あり、それら全てを対象に福祉専門職を派遣することは現実的ではない。一方で、都内の社会福祉施設においては、発災時にそのサービス提供能力が低下することが判明している。そこで、一般避難所から要配慮者が移動する福祉避難所、社会福祉施設に対し主に派遣することで、その機能を担保する計画としている。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 主に想定される災害時要配慮者を対象としている。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 —      4. 洪水 ○	

	5. 高潮	—	6. 地震	○
	7. 津波	○	8. 噴火	○
	9. 原子力災害	—	10. その他	—
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健局総務部、高齢社会対策部、障害者施策推進部、少子社会対策部	※複数部署の場合の主担当	福祉保健局総務部	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	総務局総合防災部は本委員会にオブザーバー参加している。			
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	東京都社会福祉協議会		
⑩事務局担当者の数	専任	—		
	兼任	1名		
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。			
⑬-1 派遣人員確保の方法	他の方法(4)	各種職能団体と職員派遣の協定を締結しているが、チームの登録制はとっておらず、発災時に派遣可能な職員の名簿を提供していただくことになっている。		
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。			
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。			
	<b>研修1</b>			
	1)名称	「災害時の福祉専門職等の連携による要配慮者支援を考える」オンラインセミナー		
	2)対象者	福祉施設・事業所職員、種別部会関係者、職能団体関係者、区市町村行政職員、区市町村社協職員、他		
	3)実施時期	2020年10月		
4)内容	<シンポジウム>「災害時の福祉専門職等の連携による要配慮者支援を考える」 <群馬県災害福祉支援ネットワークにおける取組について（福祉施設BCPや施設間連携等）> <埼玉県災害福祉支援ネットワークにおける取組について（外部応援による福祉避難所支援等）> <都内での取組み事例について>			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。			
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。			
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。			

⑭ 資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 現段階では特になし。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	年2回程度開催している区市町村の要配慮者対策関連部署の職員向け研修会において、当該ネットワークの取組みや訓練の実施状況を報告している。																				
⑲ 住民への啓発等	現在取り組んでいない。																				

**(14) 神奈川県**

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答		
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク	
		内容	大規模災害の発生に備え、関係団体等と協働し、大規模災害時における高齢者や障害者など特に配慮を要する者を支援することを目的とし取り組んでいる。	
②体制の立ち上げ（予定）時期		2016年7月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人 公益社団法人	神奈川県社会福祉協議会 横浜市福祉事業経営者会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	一般社団法人 一般社団法人	神奈川県高齢者福祉施設協議会 神奈川県老人保健施設協会
		障害児・者等	神奈川県身体障害施設協会 神奈川県知的障害施設団体連合会	
		児童・母子	—	
		その他	—	
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人 公益社団法人 公益社団法人 公益社団法人	神奈川県介護支援専門員協会 神奈川県介護福祉士会 神奈川県社会福祉士会 神奈川県理学療法士会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—	
④今後の参加・連携予定団体		—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 社会福祉施設等 5. その他 6. 未定・検討中	○ — — —	2. 福祉避難所等 4. 要配慮者の居宅 — —
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○ ○ —	2. 障害者・児 (福祉的支援を必要とする要配慮者)
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害	○ ○ ○ ○ —	2. 豪雨 4. 洪水 6. 地震 8. 噴火 10. その他
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉子どもみらい局福祉部各課	※複数部署の場合の主担当	地域福祉課
⑧担当部署以外との連携・検討状況		庁内の福祉部署や防災部署とは情報共有をしており、訓練や研修等において一部連携して取り組んでいる。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		

⑩事務局 担当者の数	専任	—																				
	兼任	3名																				
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																				
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。																				
	バックアップの方法	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の協力																				
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																				
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																				
	協定の締結先	ネットワーク構成団体、施設等の法人																				
	確保した人員	33名																				
	登録条件	資格（注1）を有し、又は職種（注2）に就いている者もしくは就いていた者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者又は県知事が認めた者 注1) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、保育士、看護師、理学療法士、臨床心理士、認定心理士 等 注2) 生活相談員、生活支援員、介護職員、児童指導員、地域包括支援センター職員、手話通訳者 等																				
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																				
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。																				
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>神奈川県災害派遣福祉チーム登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の会員等のうち、神奈川DWATチーム員候補者として県に届け出のあった者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2021年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>I. 行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項について」（約30分） II. 「避難所における福祉ニーズを考える」（約90分） III. 「災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動」（約40分） IV. 「一般避難所における災害派遣福祉チームの活動」（約100分）</td> </tr> <tr> <th colspan="2">研修2</th> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>ステップアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>神奈川DWAT登録研修修了者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2021年3月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>1講義：災害の法制度基礎 2講義：災害の進行と被災者が置かれる状況の理解、災害派遣福祉チームが担う10の機能 3講義：避難所の種類と機能の理解 4演習：DWATの活動視点の理解 5講義：被災者支援の主体の理解 6演習：被災者支援の理解</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	神奈川県災害派遣福祉チーム登録研修	2)対象者	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の会員等のうち、神奈川DWATチーム員候補者として県に届け出のあった者	3)実施時期	2021年2月	4)内容	I. 行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項について」（約30分） II. 「避難所における福祉ニーズを考える」（約90分） III. 「災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動」（約40分） IV. 「一般避難所における災害派遣福祉チームの活動」（約100分）	研修2		1)名称	ステップアップ研修	2)対象者	神奈川DWAT登録研修修了者	3)実施時期	2021年3月	4)内容	1講義：災害の法制度基礎 2講義：災害の進行と被災者が置かれる状況の理解、災害派遣福祉チームが担う10の機能 3講義：避難所の種類と機能の理解 4演習：DWATの活動視点の理解 5講義：被災者支援の主体の理解 6演習：被災者支援の理解
研修1																						
1)名称	神奈川県災害派遣福祉チーム登録研修																					
2)対象者	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の会員等のうち、神奈川DWATチーム員候補者として県に届け出のあった者																					
3)実施時期	2021年2月																					
4)内容	I. 行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項について」（約30分） II. 「避難所における福祉ニーズを考える」（約90分） III. 「災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動」（約40分） IV. 「一般避難所における災害派遣福祉チームの活動」（約100分）																					
研修2																						
1)名称	ステップアップ研修																					
2)対象者	神奈川DWAT登録研修修了者																					
3)実施時期	2021年3月																					
4)内容	1講義：災害の法制度基礎 2講義：災害の進行と被災者が置かれる状況の理解、災害派遣福祉チームが担う10の機能 3講義：避難所の種類と機能の理解 4演習：DWATの活動視点の理解 5講義：被災者支援の主体の理解 6演習：被災者支援の理解																					
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方		特に促してはいない。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		○その他 （平時におけるチーム員の活動等については今後整理する。）																				

⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○その他 (平時におけるチーム員の活動等については今後整理する。)
⑭ 資機材等の確保状況	確保していない。
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】今後検討を進めていく中で課題を整理する。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	その他(かながわ災害福祉広域支援ネットワークにおける要配慮者支援のみ記載しており、DWATに関する内容の位置づけは今後検討予定。)
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町村の福祉避難所担当者との会議等において、かながわ災害福祉広域支援ネットワークについて記載している。
⑲ 住民への啓発等	今後検討する。



## (15) 新潟県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	災害福祉支援チームの派遣をはじめとした活動を連携・協力して行い、災害時における要配慮者の安心・安全を確保することを目的とした協議会
②体制の立ち上げ（予定）時期		2014年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	新潟県社会福祉協議会 新潟県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	新潟県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	新潟県身体障害者福祉施設協議会 新潟県精神障害者社会福祉施設協議会 新潟県知的障害者福祉協会
		児童・母子	—
		その他	新潟県救護施設協議会 新潟県社会就労センター連絡協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	新潟県社会福祉士会 新潟県介護福祉士会 新潟県介護支援専門員協会 新潟県精神保健福祉士協会 新潟県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	災害福祉広域支援ネットワークサンダーバード
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 —	【理由】国のガイドライン等を踏まえて決定。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 —	【理由】国のガイドライン等を踏まえて決定。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 —      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 —      4. 洪水 ○ 5. 高潮 —      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 — 9. 原子力災害 —      10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部	※複数部署の場合の ※複数部署の場合の主担当

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		福祉支援体制に関する連携については、新潟県地域防災計画に記載している。なお、適時、防災部局と情報共有を行うなど連携を図っている。																			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。																			
	団体が担う 場合の団体名	新潟県社会福祉協議会																			
	その他	—																			
⑩事務局 担当者の数	専任	—																			
	兼任	2名																			
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																			
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない																			
	バックアップ の方法	—																			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																			
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																			
	協定の締結先	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会																			
	確保した人員	76名																			
	登録条件	・ 協議会を構成する事業者団体の会員施設・事業所等に勤務する者 ・ 協議会を構成する職能団体の会員																			
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																			
	確保した人員	1名																			
	登録条件	上記(2)以外の者で、チーム員の登録を希望する者																			
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。																			
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>スキルアップ I 研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>基礎研修（登録研修）修了者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2021年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>・ 講義「支援対象者への理解」「避難所の環境対策」 「各種団体との連携」等 ・ 図上訓練（派遣から引継までのシミュレーション）</td> </tr> </tbody> </table>	研修1		1)名称	スキルアップ I 研修	2)対象者	基礎研修（登録研修）修了者	3)実施時期	2021年2月	4)内容	・ 講義「支援対象者への理解」「避難所の環境対策」 「各種団体との連携」等 ・ 図上訓練（派遣から引継までのシミュレーション）									
研修1																					
1)名称	スキルアップ I 研修																				
2)対象者	基礎研修（登録研修）修了者																				
3)実施時期	2021年2月																				
4)内容	・ 講義「支援対象者への理解」「避難所の環境対策」 「各種団体との連携」等 ・ 図上訓練（派遣から引継までのシミュレーション）																				
⑬-4 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																			
⑬-5 平時におけるチーム員と しての活動状況		○市町村の訓練等に参加・協力している。																			
⑬-6 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり		○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。																			
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		

⑮災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 チーム活動マニュアル
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 まだ協議予定の段階ですので、現時点では、課題がありません。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	・地域防災計画に、市町村の役割として、福祉サービスの提供体制を整備することが位置づけられている。 ・新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について周知
⑲ 住民への啓発等	・県総合防災訓練への参加 ・活動紹介リーフレット

## (16) 富山県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	各種別協議会、社会福祉法人や職能団体等と「富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、災害発生時にチームを編成・派遣し、高齢者・障害者等の要配慮者のいる一般避難所等への支援を行う。また、派遣チーム員の養成研修等の実施と登録及びDWATの周知を行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2019年10月15日に協議会を立ち上げ開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	富山県老人福祉施設協議会 富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	富山県知的障害者福祉協会 公益社団法人富山県精神保健福祉協会 富山県民間身体障害者施設連絡協議会
		児童・母子	富山県保育連絡協議会、富山県民間保育連盟、 富山県保育士会
	その他	—	
③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人富山県社会福祉士会 一般社団法人富山県介護福祉士会 一般社団法人富山県介護支援専門員協会 富山県医療ソーシャルワーカー協会	
③-4.その他	他職種 of 団体他（三師会、保健師、 看護師等の団体含）	富山県、富山県市長会、富山県町村会	
④今後の参加・連携予定団体		富山県介護老人保健施設協議会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 —	【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号）を参考に決定
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者） 5. 未定・検討中 —	【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号）を参考に決定
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 — 7. 津波 — 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 ○（災害救助法が適用され又は適用される可能性がある」と認められる規模の災害）	

⑦福祉支援体制の担当部署	厚生企画課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携・検討状況	今後検討してまいりたい（現時点で連携等なし）		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体	
	確保した人員	89名	
	登録条件	原則、福祉関係資格を有し、以下の要件を満たす方 ・高年齢、障害、児童、保育の各分野の福祉施設等での業務経験が3年以上ある方 ・富山県災害派遣福祉チーム員養成研修を修了した方 ・所属する法人、事業所、職能団体の長から登録を認められている方	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	令和2年度災害福祉広域支援ネットワーク災害派遣福祉チーム員養成基礎研修会	
	2)対象者	チーム員登録を希望する者	
	3)実施時期	2020年9月	
	4)内容	基礎研修：講義	
	<b>研修2</b>		
	1)名称	令和2年度災害福祉広域支援ネットワーク災害派遣福祉チーム員養成研修実地研修	
	2)対象者	9月の基礎研修を修了した者	
	3)実施時期	2020年12月	
	4)内容	実地研修：グループワーク及びロールプレイによる研修	
	⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。	
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他（現在、本県の総合防災訓練への参加を検討している）		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。		

⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。</p> <p>【その際の課題】連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。</p>																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	現状では、市町村への働きかけは行っていないが、福祉チーム員の活動展開上、重要となるため今後検討していきたい。																								
⑲ 住民への啓発等	具体的な市町村、地域住民への働きかけをどのように展開していくか、協議会での検討が必要と考える。																								

## (17) 石川県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	石川県災害派遣福祉ネットワーク会議
		内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2019年8月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	石川県社会福祉協議会
		経営者協議会等	石川県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	石川県老人福祉施設協議会 石川県老人保健施設協議会 日本認知症グループホーム協会 石川県支部
		障害児・者等	石川県社会福祉協議会 障害福祉施設部会 石川県知的障害者福祉協会
		児童・母子	日本保育協会 石川県支部 石川県社会福祉協議会 保育部会 石川県児童養護協議会
		その他	石川県社会就労センター協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	石川県社会福祉士会 石川県介護支援専門員協会 石川県介護福祉士会 石川県ホームヘルパー協議会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	行政（市町） 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町能登町 石川県
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）を参考にしたため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、精神的に不安定な方、その他生活環境の変化により支援が必要な方） 5. 未定・検討中 — 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）及び他県例を参考にしたため。	

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○
		9. 原子力災害 —	10. その他 —
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部厚生政策課	※複数部署の場合の担当
⑧担当部署以外との連携・検討状況		現時点では検討していない。	
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）	
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体へ周知等を依頼しているが、協定は締結していない	
	確保した人員	86名	
	登録条件	次の業務経験が3年以上の方 介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、その他（精神保健福祉士、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員）	
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。	
	確保した人員	0名	
	登録条件	次の業務経験が3年以上の方 介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、その他（精神保健福祉士、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員）	
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。	
		<b>研修1</b>	
		1)名称	石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修
		2)対象者	登録研修修了者
		3)実施時期	2020年12月
		4)内容	講義、演習等
		<b>研修2</b>	
		1)名称	石川県災害派遣福祉チーム員登録研修
		2)対象者	福祉施設職員等
		3)実施時期	2021年2月
		4)内容	講義、演習等



⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(※今年度、訓練に参加予定だったが中止のため、来年度以降参加予定)																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																				
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>○</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	○	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	○	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動マニュアル																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	想定していない。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	石川県災害派遣福祉ネットワークの構成団体として参加してもらっている。																				
⑲ 住民への啓発等	パンフレット作成																				

## (18) 福井県

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		その他	
		名称	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会
		内容	協議会の設置後、協議会において人材確保の位置づけを含めて検討する。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2017年12月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	福井県社会福祉協議会・県内17市町社会福祉協議会 福井県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	福井県老人福祉施設協議会 福井県老人保健施設協議会
		障害児・者等	福井県身体障害者（自）援護施設連絡協議会 福井県知的障害者福祉協会 福井県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会
		児童・母子	福井県民間保育園連盟 福井県私立幼稚園・認定こども園協会
		その他	福井県社会的養護施設協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	福井県社会福祉協議会 福井県介護支援専門員協会 福井県介護福祉士会 福井県精神保健福祉士協会 福井県医療ソーシャルワーカー協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	福井県	
④今後の参加・連携予定団体		福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 福井大学	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 — 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 ○ 【理由】—	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 — 2. 障害者・児 — 3. 乳幼児 — 4. その他 — 5. 未定・検討中 ○ 【理由】—	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○（検討中）	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—																			
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	長寿福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課、危機対策・防災課と、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会への参加について調整中。 また、DMAT、DPAT、DHEAT担当者に対し、随時情報共有を行っている。																					
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	未定																				
⑩事務局担当者の数	専任	—																				
	兼任	—																				
⑪事務局の運営費用	—																					
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																				
	バックアップの方法	—																				
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始していない。																					
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																				
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>		1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																			
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																			
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																			
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																			
9. 自家発電機	—	10. その他	—																			
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																						
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。																					
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																					
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																					
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																					
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	検討中である。																					
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																						
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																					
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】NW協議会発足後に検討する。																					
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。																					
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定。																					
⑱体制に関する各市区町村との関係	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会への参加を打診中。																					
⑲住民への啓発等	NW協議会発足後に検討する。																					

## (19) 山梨県

(問1:3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない)

設問		回答
①自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	検討状況	未定
	予定時期	—
②その時期とした理由		—
③体制の事務局に想定する者		未定
④都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
④-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。
④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 保健・医療チームと災害派遣福祉チームの役割分担、引き継ぎ方法、構成員の住み分け
⑤都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		未定
⑥現時点で大規模災害が発生した場合に他都道府県災害派遣福祉チームが派遣された場合の接続先		ない。

## (20) 長野県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(災福ネット)
		内容	災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2019年2月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人長野県社会福祉協議会 長野県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会 長野県老人保健施設協議会 特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会
		障害児・者等	長野県身体障害者施設協議会 一般社団法人長野県知的障がい者福祉協会
		児童・母子	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟
		その他	長野県救護施設協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人長野県社会福祉士会 公益社団法人長野県介護福祉士会 長野県精神保健福祉士会 特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会 一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会 長野県保育連盟
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	公益社団法人長野県看護協会 長野県助産師会 長野県市長会 長野県町村会 社会福祉法人長野県共同募金会	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 ○      (災害ボランティアセンターにおける福祉専門相談) 6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 被災したことで、福祉支援の必要が生じた方や被災前の福祉サービスが途切れてしまった方等、必要とされる支援を垣根なく行うため、全て対象としている。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (外国人、複合世帯等) 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 相談支援が必要	

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 — 6. 地震 ○ 7. 津波 — 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部地域福祉課 ※複数部署の場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携・検討状況		相談支援が必要な方は全てが対象のため。
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
⑩事務局担当者の数	専任	—
	兼任	3名
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。
	バックアップの方法	活動状況や課題を把握し、必要な支援を行う
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	災福ネット構成団体からの推薦者
	確保した人員	130名
	登録条件	職種・経験年数は問わない。
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。
		<b>研修1</b>
		1)名称 令和2年度 長野県災害派遣福祉チーム員（以下 長野県ふくしチーム）養成研修(更新研修)
		2)対象者 災福ネット構成団体より推薦があったもの
		3)実施時期 2020年6月
		4)内容 ・ 災福ネット及び長野県ふくしチームについて ・ 台風19号災害活動報告 ・ 平時の災害対応と新型コロナウイルス感染症対策 ・ 地区学習会、今後に向けて、チーム員登録、派遣の仕組みについて ・ グループディスカッション
		<b>研修2</b>
		1)名称 長野県ふくしチーム員特別学習会
		2)対象者 長野県ふくしチーム員他
		3)実施時期 2020年7月
		4)内容 (1) 新型コロナウイルス感染症対策が必要な今年度の避難所運営のあり方について (2) 障がいのある人にも配慮のある福祉避難所の環境整備について (3) 福祉避難所での相談支援について ※防護服、フェイスシールド着用にて実施

	<b>研修3</b>																								
	1) 名称	令和2年度 長野県ふくしチーム地区別学習会 第1回 及び 第2回																							
	2) 対象者	長野県ふくしチーム員																							
	3) 実施時期	2020年8月																							
	4) 内容	第1回 (8月) 北信・東信・中信・南信の4地区に分かれ集合型研修 (1) チーム員連絡方法の確認について (2) 平時、発災時、派遣先での活動内容について (3) 長野県総合防災訓練について 第2回 (12月) 北信・東信・中信・南信の4地区に分かれオンライン研修 (1) 長野県総合防災訓練について (2) グループによるケース検討																							
	<b>研修4</b>																								
	1) 名称	長野県総合防災訓練に長野県ふくしチームとして参加																							
	2) 対象者	長野県ふくしチーム他																							
	3) 実施時期	2020年10月																							
	4) 内容	長野県ふくしチームとして防災訓練に参加。また、防災訓練会場以外に架空の災害本部、福祉避難所（ふくしチーム、ボランティアセンターを設置しオンラインにて実際の災害時を想定した訓練をする。																							
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。 ○都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している（SNS等）。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">血圧計、サチュレーションモニター、体温計、タブレット、大容量メモリ、救急セット、文具セット、消毒液</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	血圧計、サチュレーションモニター、体温計、タブレット、大容量メモリ、救急セット、文具セット、消毒液
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	血圧計、サチュレーションモニター、体温計、タブレット、大容量メモリ、救急セット、文具セット、消毒液																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								

⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	検討中である。
<b>⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況</b>	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 発災後すぐに連携して支援を行うためには定期的に平時から協議会を設定することが必要であるが、どの部署が主導して会議を設定するか決まっていない。また、どの圏域で定期的な会議を設けるか決まっていない。（保健所10圏域+中核市など）
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	今後各市町村と災福ネットで協定を締結し、市町村地域防災計画への反映、防災訓練等への参加を目指していく。
⑲ 住民への啓発等	災福ネットのパンフレットを作成し、災害研修等の際ふくしチームの活動等について説明している。



## (21) 岐阜県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	次の事項について協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要配慮者の大規模災害時における広域支援の調整に関する事項</li> <li>・ 広域支援に係る派遣人材の養成及び派遣団の編成等に関する事項</li> <li>・ 施設における事業継続計画 (BCP) 及び福祉避難所等、災害福祉広域支援に密接に関連する事項</li> </ul>
②体制の立ち上げ (予定) 時期		2014年7月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	県社会福祉協議会 県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	県老人福祉施設協議会 県デイサービスセンター協議会 県老人保健施設協会
		障害児・者等	県知的障害者支援協会、県身体障害者福祉施設協議会、 県身体障害者福祉協会、県精神保健福祉協会
		児童・母子	県保育研究協議会、県児童福祉協議会
		その他	県福祉事業団
	③-3.職能団体	専門職の団体	県介護福祉士会、県社会福祉士会 県居宅介護支援事業協議会、県精神保健福祉士協会
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	学識経験者 (大学教授)、県市長会、県町村会	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 災害時の避難所等においては、要配慮者に対する福祉的支援や、要配慮者個々の状況に応じて適切な支援へ繋ぐための活動等を行う福祉専門職の人的支援が必要となるため	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (妊産婦、難病患者 等) 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 避難所等での生活において福祉的な支援が必要な要配慮者は広く支援の対象であると想定している	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 —      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 —      4. 洪水 ○ 5. 高潮 —      6. 地震 ○ 7. 津波 —      8. 噴火 — 9. 原子力災害 —      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部 健康福祉政策課	※複数部署の 場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に県防災部局が参画しており、適宜必要な情報共有体制等を確保している。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う 場合の団体名	県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任	—		
	兼任	2名		
⑪事務局の運営費用		○都道府県による独自予算 ○その他(県社会福祉協議会による独自予算)		
⑫事務局のバックアップ機能 の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップ の方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定している)		
	協定の締結先	県社会福祉法人経営者協議会、県老人福祉施設協議会、 (一社) 県知的障害者支援協会、県身体障害者福祉施設協議会、 県精神保健福祉協会、県保育研究協議会、県児童福祉協議会、 県デイサービスセンター協議会、(一社) 県社会福祉士会、 県老人保健施設協会		
	確保した人員	236名		
	登録条件	協定締結団体に加盟する施設等の職員 協定締結団体の会員(職能団体の場合)		
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
		<b>研修1</b>		
		1) 名称	岐阜DCATビギナー研修 ※オンライン	
		2) 対象者	初めて岐阜DCAT隊員に登録する者	
		3) 実施時期	2020年10月	
		4) 内容	制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義並びに被災地支援経験者による講義	
		<b>研修2</b>		
		1) 名称	岐阜DCATミドル研修 ※オンライン	
		2) 対象者	登録2年目以降の岐阜DCAT隊員	
		3) 実施時期	2020年9月	
		4) 内容	制度概要や派遣の仕組みに関する講義及び被災地支援経験者による講義(アセスメントにあたってのポイントや災害現場で必要とされる能力について等)	
		<b>研修3</b>		
		1) 名称	岐阜DCATアドバンス研修【予定】 ※オンライン	
		2) 対象者	リーダー候補者	

	3)実施時期	2021年3月																							
	4)内容	災害時に求められるリーダーシップ醸成に係る講義																							
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。																								
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">軍手、懐中電灯、ガソリン缶 等</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	軍手、懐中電灯、ガソリン缶 等
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	軍手、懐中電灯、ガソリン缶 等																							
⑮災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 <b>【実施内容】</b> 団体加盟施設との派遣隊員調整、県社協への報告 (協定締結団体が職能団体である場合は、団体加盟施設を介さず調整)																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 <b>【その根拠等】</b> 岐阜 DCAT 活動マニュアル																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 <b>【その根拠等】</b> 岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱 岐阜DCAT活動マニュアル																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>今後の検討である。</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	今後の検討である。																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
今後の検討である。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。																								
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱体制に関する各市区町村との関係	・各種会議や個別訪問等による周知・啓発 ・市町村における福祉避難所開設運営訓練と岐阜DCAT実地訓練の合同実施の呼びかけ																								
⑲住民への啓発等	—																								

## (22) 静岡県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
		内容	東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うために、静岡県内の福祉分野において構築された公民協働による広域支援体制
②体制の立ち上げ（予定）時期		2016年11月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	静岡県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	静岡県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	静岡県知的障害者福祉協会 静岡県身体障害児者施設協議会
		児童・母子	静岡県乳児院協議会 静岡県母子生活支援施設協議会 静岡県児童養護施設協議会 静岡県保育所連合会
	その他	静岡県救護更生施設連絡協議会 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会 静岡県福祉医療施設協議会	
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人静岡県社会福祉士会 一般社団法人静岡県介護福祉士会 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 静岡DCATの主たる活動内容は、避難者のニーズ把握、避難所の環境整備、要配慮者の移送支援、医療チームとの連携であり、福祉的課題の解決により避難所を機能させることを目的としているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> ⑤-1と同じ	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課、健康福祉部管理局健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。</li> <li>・庁内の防災訓練において、静岡DCATの派遣要請訓練を実施している。</li> </ul>			
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う場合の団体名	静岡県社会福祉協議会		
⑩事務局担当者の数	専任	—		
	兼任	2名		
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。			
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）		
	協定の締結先	静岡DCAT支援協力申出書を提出した事業所		
	確保した人員	231名		
	登録条件	医療福祉等の業務経験が概ね3年以上		
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。			
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。			
	<b>研修1</b>			
	1) 名称	静岡DCAT登録員スキルアップ研修会(第1弾)		
	2) 対象者	静岡DCAT登録員、市町行政（避難所担当者、保健師等）など		
	3) 実施時期	2020年11月		
	4) 内容	講義「静岡DCAT登録員に必要な感染症の知識と対応策」※動画配信		
	<b>研修2</b>			
	1) 名称	静岡DCAT登録員スキルアップ研修会(第2弾)		
	2) 対象者	静岡DCAT登録員		
	3) 実施時期	2021年1月		
	4) 内容	実践報告「令和元年台風19号水害における長野ふくしチームの取組」※動画配信		
	<b>研修3</b>			
	1) 名称	静岡DCAT登録員エリア別情報交換会(県内3会場で実施)		
	2) 対象者	静岡DCAT登録員		
3) 実施時期	2020年10月			
4) 内容	実践報告「令和元年台風19号水害における宮城DWATの活動」、意見交換			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。			
⑬-5 平時におけるチーム員と	○市町村の訓練等に参加・協力している。			

しての活動状況	○住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている。 ○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。																				
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。																				
確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	○	9. 自家発電機	—	10. その他	—
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○																		
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	○																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】支援活動のための要員派遣																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】医療・保健分野との連携について、どこが調整役を担うのか明確になっていない。被災地に設置される保健医療調整本部に福祉分野が入っていない。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】 ・医療保健福祉分野における災害支援団体連絡会（研修会）を令和2年度から実施している。 ・DCAT登録員養成研修において、保健師の活動紹介、他団体が使用するアセスメントシートの紹介をしている。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	自治会や市町行政への出前講座実施、各地の防災訓練への参加。																				
⑲ 住民への啓発等	出前講座チラシ、啓発パネルの貸し出し。 (静岡県社会福祉協議会) <a href="http://shizuoka-wel.jp/accident/network/">http://shizuoka-wel.jp/accident/network/</a>																				

## (23) 愛知県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	愛知県災害福祉広域支援推進協議会
		内容	大規模災害時において、高齢者・障害者等特別な支援を必要とするよう配慮者に対する広域支援の仕組みを構築する。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2015年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 社会福祉協議会等	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会福祉施設委員会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会福祉法人経営者委員会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会地域社会福祉委員会愛知委員会
		③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等
	障害児・者等		愛知県身体障害者施設協議会 愛知県精神障がい者福祉協会 一般社団法人 愛知県知的障害者福祉協会
	児童・母子		—
	その他		一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 愛知県ホームヘルパー連絡協議会 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人 愛知県介護福祉士会 一般社団法人 愛知県社会福祉士会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	代表市、代表町村、名古屋市
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】避難者の多くは一般避難所又は福祉避難所に避難することが想定されるため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（病弱者等） 5. 未定・検討中 — 【理由】災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とされるため	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 — 7. 津波 — 8. 噴火 —	

		9. 原子力災害 ー 10. その他 ○ (災害救助法が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の大規模災害)
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉局福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当 ー
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	協議会には県防災安全局災害対策課も参加	
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
⑩事務局担当者の数	専任	ー
	兼任	ー
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請) ○都道府県による独自予算	
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。
	バックアップの方法	愛知県
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。	
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。(※個人を特定している)
	協定の締結先	社会福祉法人等
	確保した人員	258名
	登録条件	福祉の資格を有する者等、3年以上
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。	
	<b>研修1</b>	
	1) 名称	愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)員登録研修
	2) 対象者	初めてチーム員となる者
	3) 実施時期	2021年3月
	4) 内容	基礎的な知識・技術の習得
	<b>研修2</b>	
	1) 名称	愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)員スキルアップ研修
	2) 対象者	チーム員に登録の者
	3) 実施時期	2021年3月
	4) 内容	より実践的なスキルを習得
	<b>研修3</b>	
	1) 名称	愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)員発展研修
	2) 対象者	スキルアップ研修修了者
	3) 実施時期	2021年3月
	4) 内容	リーダーに必要な知識・技術の習得
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。	
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。	



⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td>非接触型体温計</td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	非接触型体温計
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	非接触型体温計																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】チーム員の派遣、派遣調整等「愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領」で定めている。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。																								
	<table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている。</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている。																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
概要は決まっている。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町村福祉担当課長会議で説明																								
⑲ 住民への啓発等	市町村福祉担当課長会議で説明																								

**(24) 三重県**

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
① 協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	災害時における福祉支援ネットワーク協議会
		内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に対する必要な支援体制を確保するためのネットワーク機能の構築</li> <li>・三重県広域受援計画における、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」を実行するための体制整備</li> </ul>
②体制の立ち上げ（予定）時期		2013年度に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	三重県社会福祉協議会、 三重県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	三重県老人福祉施設協会、 三重県老人保健施設協会、 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会、 三重県地域密着型サービス協議会、 三重県デイサービスセンター協議会
		障害児・者等	三重県身体障害者福祉施設協議会、 三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会、 三重県知的障害者福祉協会、 三重県社会就労センター協議会
		児童・母子	三重県児童養護施設協会、 三重県母子生活支援施設協議会、 三重県保育協議会
		その他	三重県救護施設協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	三重県社会福祉士会、 三重県精神保健福祉士協会、 三重県介護福祉士会、三重県理学療法士会、 三重県介護支援専門員協会、 三重県相談支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—	
④今後の参加・連携予定団体		三重県医療ソーシャルワーカー協会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 福祉の専門職による要配慮者への対応が必要な拠点として想定している	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      （災害時に特に配慮を要する者） 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 要配慮者に該当するため	

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○										
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○										
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○										
		7. 津波 ○	8. 噴火 —										
		9. 原子力災害 —	10. その他 —										
⑦福祉支援体制の担当部署		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課	※複数部署の場合の主担当 —										
⑧担当部署以外との連携・検討状況		防災部局と医療保健部局が協議会のメンバーに入っている。											
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。											
	団体が担う場合の団体名	三重県社会福祉協議会											
⑩事務局担当者の数	専任	—											
	兼任	3名											
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）											
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。											
	バックアップの方法	三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体が連携してネットワーク本部を設置する。											
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。											
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）											
	協定の締結先	協議会に参加している団体と同じ											
	確保した人員	39名											
	登録条件	養成研修の修了											
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。											
	確保した人員	6名											
	登録条件	養成研修の修了											
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。											
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和2年度三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員養成研修（1期生）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>三重県DWAT活動マニュアル様式第1-1号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した社会福祉施設等の職員または様式第1-2号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した個人で福祉職場の実務経験がある者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>三重県災害福祉支援ネットワークについて（事務局：講義）、三重県広域受援計画について（事務局：講義）、避難所等の理解と福祉ニーズ（津市危機管理部、NPO法人ピアサポートみえ：講義、演習）、DWATの活動内容（静岡県社協：講義）、DWATの活動内容（事務局：演習）</td> </tr> </tbody> </table>		研修1		1)名称	令和2年度三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員養成研修（1期生）	2)対象者	三重県DWAT活動マニュアル様式第1-1号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した社会福祉施設等の職員または様式第1-2号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した個人で福祉職場の実務経験がある者	3)実施時期	2020年7月	4)内容	三重県災害福祉支援ネットワークについて（事務局：講義）、三重県広域受援計画について（事務局：講義）、避難所等の理解と福祉ニーズ（津市危機管理部、NPO法人ピアサポートみえ：講義、演習）、DWATの活動内容（静岡県社協：講義）、DWATの活動内容（事務局：演習）
研修1													
1)名称	令和2年度三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員養成研修（1期生）												
2)対象者	三重県DWAT活動マニュアル様式第1-1号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した社会福祉施設等の職員または様式第1-2号「三重県災害派遣福祉チーム支援協力 申出書」を提出した個人で福祉職場の実務経験がある者												
3)実施時期	2020年7月												
4)内容	三重県災害福祉支援ネットワークについて（事務局：講義）、三重県広域受援計画について（事務局：講義）、避難所等の理解と福祉ニーズ（津市危機管理部、NPO法人ピアサポートみえ：講義、演習）、DWATの活動内容（静岡県社協：講義）、DWATの活動内容（事務局：演習）												

⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している。(SNS等)																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】活動方針とマニュアルによる																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】本部応援のための人員派遣等																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動方針とマニュアルによる																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動方針とマニュアルによる																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動方針とマニュアルによる																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】感染症がまん延する中、協議に応じてもらえるか。具体的に何を協議するのか。																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害時における福祉支援に関する協定締結について市町宛に通知を発出するとともに、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)等のパンフレットを送付し、災害時における要配慮者への支援について協力を働きかけました。																								
⑲ 住民への啓発等	パンフレットを作成し、市町や団体に配布。																								

## (25) 滋賀県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
		内容	ネットワーク会議は、災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、協議を行うことで、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的とし、災害時要配慮者支援対策に関する共有、協議等を行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2014年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉法人経営者協議会、 滋賀県児童成人福祉施設協議会、 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会、 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、 滋賀県救護施設協議会、
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	滋賀県老人福祉施設協議会、
		障害児・者等	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会、
		児童・母子	滋賀県児童福祉入所施設協議会、 一般社団法人 滋賀県保育協議会、 滋賀県母子生活支援施設協議会、
	その他	—	
③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人滋賀県社会福祉士会、 一般社団法人滋賀県介護福祉士会、 滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、 滋賀県介護支援専門員連絡協議会、 滋賀県精神保健福祉士会、 滋賀県理学療法士会、	
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	一般社団法人 滋賀県病院協会、 一般社団法人 滋賀県医師会、 一般社団法人 滋賀県歯科医師会、 一般社団法人 滋賀県薬剤師会、 公益社団法人 滋賀県看護協会、 滋賀県精神神経科医会、 滋賀県市町保健師協議会、 公益社団法人滋賀県獣医師会、 NPO法人鍼灸地域支援ネット、日本防災士会、 滋賀県支部滋賀県市長会、滋賀県町村会、 滋賀県市町社会福祉協議会会長会、 公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部、 一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会、 一般社団法人 滋賀県ろうあ協会、 特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会、 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会、 公益社団法人 日本オストミー協会滋賀支部、 滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」、 滋賀県中途失聴難聴者協会、 特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会、	

			滋賀県障害児者と父母の会連合会、 社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 滋賀県支部、 滋賀県盲導犬使用者の会「びわこハーネスの会」、 滋賀県障害者自立支援協議会 社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会、 公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会、 社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会、 滋賀LD親の会トムソーヤ、特定非営利活動法人 滋賀県精神障害者家族連合会「鳩の会」 特定非営利活動法人滋賀県自閉症研究会「たんぼぼ」、 滋賀県自閉症協会、滋賀県ことばを育てる親の会、 滋賀湖声会、特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会、 滋賀県がん患者団体連絡協議会、 公益社団法人 滋賀県腎臓病患者福祉協会、 特定非営利活動法人 滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会、 NPO法人淡海かいつぶりセンター、災害NGO結 公益社団法人 全日本断酒連盟 滋賀県断酒同友会、 特定非営利活動法人 京都スモンの会 滋賀支部、 滋賀県健康推進員団体連絡協議会、 滋賀県生活協同組合連合会、 公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会、 日本赤十字社滋賀県支部、 淡海フィランソロピーネット、淡海文化振興財団、 災害支援市民ネットワークしが、 公益財団法人滋賀県国際協会、 社会福祉法人滋賀県共同募金会、 滋賀県 総合政策部 防災危機管理局、 滋賀県 県民生活部 県民活動生活課、 滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課、 滋賀県 健康医療福祉部 健康医療課、 滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課、 滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課、 滋賀県 健康医療福祉部 薬務感染症対策課、 滋賀県 健康医療福祉部 子ども・青少年局
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】福祉的支援が必要な対象者が避難生活を送る場であるから	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】災害時に要配慮者となる者であるから	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	防災危機管理局、健康医療福祉部各課	※複数部署の場合の主担当	健康福祉政策課
⑧担当部署以外との連携・検討状況	防災と保健・福祉の連携モデル構築のための意見交換会の実施を実施し、県内における災害時個別支援計画作成の促進		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	滋賀県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	4名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	—	
	確保した人員	109名	
	登録条件	しがDWATチーム員養成研修を受講した者	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
	<b>研修1</b>		
	1) 名称	第1回 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWAT）「養成研修」	
	2) 対象者	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・精神保健福祉士・管理栄養士 等 64名	
	3) 実施時期	2020年7月	
	4) 内容	しがDWATへのチーム員登録候補者を対象に、しがDWATのチーム員として活動に必要な知識・技術を習得するための講義、演習を実施。	
	<b>研修2</b>		
	1) 名称	第2回 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWAT）「養成研修」	
	2) 対象者	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・精神保健福祉士・管理栄養士 等 45名	
	3) 実施時期	2020年11月	
	4) 内容	しがDWATへのチーム員登録候補者を対象に、しがDWATのチーム員として活動に必要な知識・技術を習得するための講義、演習を実施。	
	<b>研修3</b>		
	1) 名称	第1回「滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWAT）」研修等企画会議（フォローアップ研修）	
	2) 対象者	しがDWATチーム員のうち研修等企画会議へ参画する者	
	3) 実施時期	2020年12月	
	4) 内容	京都DWATの事務局、チーム員による派遣時の体験談等の講義	

	<b>研修4</b>																					
	1)名称	DWAT派遣図上訓練																				
	2)対象者	しがDWATチーム員のうち研修等企画会議へ参画する者																				
	3)実施時期	2021年3月																				
	4)内容	DWATの派遣決定～第1陣派遣までの流れを図上訓練として実施																				
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし。																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし。																				
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																				
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他	—
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																			
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																			
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																			
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																			
9. 自家発電機	—	10. その他	—																			
<b>⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて</b>																						
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
<b>⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況</b>																						
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】なし																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		ある。 【その内容】互いの研修への講師派遣、防災訓練の共同実施（予定）																				
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																				
⑱体制に関する各市区町村との関係		災害時要配慮者支援に関する市町担当者会議の開催、市町地域防災計画への反映の呼びかけ																				
⑲住民への啓発等		「ひとつつながる」災害対策 ～災害時における要配慮者の避難支援の手引き～																				



## (26) 京都府

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会等名称	京都府災害時要配慮者避難支援センター
		内容	市町村や府県域を超える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等を円滑に行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2013年に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	京都府社会福祉協議会 京都市社会福祉協議会
		高齢者福祉等	京都府老人福祉施設協議会 京都市老人福祉施設協議会 京都府介護老人保健施設協会
	③-2.種別協（事業者団体）	障害児・者等	京都府障害厚生施設協議会 京都知的障害者福祉施設協議会 京都市身体障害者福祉施設長協議会
		児童・母子	京都府児童福祉施設連絡協議会 京都児童養護施設長会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	京都府ホームヘルパー連絡協議会 京都府介護支援専門員会 京都社会福祉士会、京都府介護福祉士会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	京都府医師会、京都私立病院協会 京都精神科病院協会、京都府病院協会 京都府看護協会、京都透析医会 行政（京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町）	
④今後の参加・連携予定団体		京都府経営者協議会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○    2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○    4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —    6. 未定・検討中 — 【理由】一般避難所：厚生労働省の通知のもと 福祉避難所・社会福祉施設：平常時に入所者を抱えておらず、場所のみ指定されている場合の立ち上げ支援として派遣する可能性もある	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○    2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○    （避難所に関係するすべての者） 5. 未定・検討中 — 【理由】避難所においては、要配慮者と呼ばれる高齢者・障がい者等だけでなく避難所運営者を含むすべての人が支援を必要としているため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○    2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○    4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○    6. 地震 ○ 7. 津波 ○    8. 噴火 — 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○    （いずれの災害も大規模・広域災害であること）	

⑦福祉支援体制の担当部署	地域福祉推進課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	京都府では、大規模災害発災後に災害対策本部が立ち上がるとその下に保健医療福祉調整本部（本庁）および支部（保健所）が設置され、避難所支援に関する調整を行うこととなっている。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	京都府社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	4名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	京都府災害時要配慮者避難支援センター構成団体の福祉関係団体	
	確保した人員	153名	
	登録条件	福祉関係資格（資格は問わない）を有し (1) チーム員養成研修を受講した者 (2) 福祉避難サポートリーダー養成研修を受講した者 (3) その他、災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等センターが適当と認めた者	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	京都府災害派遣福祉チーム（京都DWAT）養成研修	
	2)対象者	全チーム員	
	3)実施時期	2021年2月	
4)内容	※本年度はオンライン配信 ①新型コロナウイルス感染症対策について～基礎編～ ②新型コロナウイルス感染症対策について～応用編～		
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。		
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○市町村の訓練等に参加・協力している。 ○住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている。 ○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。 ○その他（他府県、教育機関等からの講義・講演依頼に講師として参加・協力している）		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○その他（チームによっては、自主的に年に1度～2度チーム会議を		

		開催しており、都道府県事務局ではなく保健所担当者が場所の提供・チーム員日程調整等を実施している。)																							
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">タブレット+キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	タブレット+キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	タブレット+キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済み。 府地域防災計画の元、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置され、(支援チームをもつ)各所管課が本部となり相互に情報共有及び連携しDWAT派遣の可否等を判断する。																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】これまでの派遣を通して内部で整理済み																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済み																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】センター運営規程をもとに、これまでの派遣を通して内部で整理済み。※イメージ図においてセンターと府が派遣協議となっておりますが、DWATについては府・府社協の協働事務局になりますので実質的には同じです。																							
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済み																							
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】京都府地域防災計画 ( <a href="https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/ippan-3hen.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/ippan-3hen.pdf</a> )																							
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている。</td> </tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている。																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
概要は決まっている。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		ある。 【その内容】DWAT研修にて保健活動を学習、防災訓練での連携。																							
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。																							
⑱ 体制に関する各市区町村との関係		市区町村地域防災計画への反映、市町村担当課長会議での説明。																							
⑲ 住民への啓発等		パンフレットの作成、防災イベントへの参加、住民参加型の防災訓練実施。																							

## (27) 大阪府

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	大阪府災害福祉支援ネットワーク
		内容	災害発生時における被災地の福祉ニーズに円滑に対応するため、府内の福祉関係団体と行政において、災害支援等に関する相互の取組みの情報共有や福祉ニーズへの連携した取組み、調整等を行う官民協働のネットワーク。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2014年5月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	公益社団法人大阪介護老人保健施設協会
		障害児・者等	—
		児童・母子	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会 公益社団法人大阪介護支援専門員協会 公益社団法人大阪介護福祉士会 公益社団法人大阪社会福祉士会 公益社団法人大阪府理学療法士会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		一般社団法人大阪精神保健福祉士協会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○ 6. 未定・検討中 — (被災状況によっては、避難所の管理(責任)者等との連携のもと、一般避難所を拠点として、在宅避難者等(避難所において在宅や車中での避難)への福祉支援を行うことも想定される。) 【理由】「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に準ずる。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ 5. 未定・検討中 — (傷病者、妊産婦、外国人、アレルギー等の疾患を有する者、性的マイノリティ(LGBT含む)) 【理由】大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)後方支援マニュアルに定める者	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 — 7. 津波 — 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 ○ (災害の種類は特に定めてはいない。)	
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉部地域福祉推進室 地域福祉課	※複数部署の場合の 主担当 —
⑧担当部署以外との連携・検討状況		大規模災害発生時等において、効果的かつ効率的な情報収集・被災地支援を図るため、府災害対策本部(危機管理室)及び府保健医療調整本部(健康医療部)と連携を図る。	

⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。																										
⑩事務局担当者の数	専任	—																										
	兼任	2名																										
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算																										
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。																										
	バックアップの方法	本部支援員である、ネットワーク構成団体及びDWATチーム員に大阪DWAT本部の後方支援活動等に係る業務を処理していただく。																										
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																										
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																										
	協定の締結先	団体																										
	確保した人員	329名																										
	登録条件	チーム員は、以下の資格・職種で、府と「大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結する協力団体等から推薦を受けた、次のいずれかの要件を満たす者とする。 ① 府が指定するチーム員養成研修を修了した者 ② 災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等、府が適当と認めた者 【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等																										
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																										
	確保した人員	0名																										
⑬-2 人材層、人材像の育成策		府と個別に協定を締結する個別協力施設等の長からの推薦。大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第2条第3項に定める「大阪DWAT協力申出書（様式第3号）」を府へ提出し、府と協定を締結した、個別協力施設等の長から、「研修受講の推薦者名簿（様式2-A）」により推薦があったもの。 【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等																										
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">研修1</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">1) 名称</td> <td>養成研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>新規申込者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年11月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>大阪DWATのチーム員としての活動の基本方針・DWATの役割・機能などチーム員登録に必要な基礎研修</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">研修2</th> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>ステップアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>養成研修を受講済みの者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年12月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>養成研修を受講したチーム員を対象とした、知識・技術の向上等を目的とした研修</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">研修3</th> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>コーディネーター研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>養成研修、ステップアップ研修を受講済みの者</td> </tr> </table>	研修1		1) 名称	養成研修	2) 対象者	新規申込者	3) 実施時期	2020年11月	4) 内容	大阪DWATのチーム員としての活動の基本方針・DWATの役割・機能などチーム員登録に必要な基礎研修	研修2		1) 名称	ステップアップ研修	2) 対象者	養成研修を受講済みの者	3) 実施時期	2020年12月	4) 内容	養成研修を受講したチーム員を対象とした、知識・技術の向上等を目的とした研修	研修3		1) 名称	コーディネーター研修	2) 対象者	養成研修、ステップアップ研修を受講済みの者
研修1																												
1) 名称	養成研修																											
2) 対象者	新規申込者																											
3) 実施時期	2020年11月																											
4) 内容	大阪DWATのチーム員としての活動の基本方針・DWATの役割・機能などチーム員登録に必要な基礎研修																											
研修2																												
1) 名称	ステップアップ研修																											
2) 対象者	養成研修を受講済みの者																											
3) 実施時期	2020年12月																											
4) 内容	養成研修を受講したチーム員を対象とした、知識・技術の向上等を目的とした研修																											
研修3																												
1) 名称	コーディネーター研修																											
2) 対象者	養成研修、ステップアップ研修を受講済みの者																											

	3)実施時期	2021年1月																			
	4)内容	チーム員を対象とした、被災地への先遣派遣や大阪DWAT派遣先の避難所管理者等との連携・調整を担うチーム員を養成する研修																			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	○促してはいるが、各チーム員に任せている。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○市町村の訓練等に参加・協力している。 ○その他(養成研修時において、地域での避難訓練への参加などを説明している。今年度から地域での避難訓練に参加する計画であったが、新型コロナウイルスの影響により見送ることになった。)																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																				
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	○	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	○																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】ネットワーク会議への出席、被災地の情報収集、DWATへの後方支援など																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】医療・保健と福祉をどのように連携させるか。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示された際に、各市区町村あてに通知の送付。</li> <li>・市区町村向けの会議にて、DWATの説明をおこなった。</li> <li>・災害福祉支援ネットワーク会議へのオブザーバーとしての参加を促している。</li> </ul>																				
⑲ 住民への啓発等	—																				

## (28) 兵庫県

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク
		内容	事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワーク。
②体制の立ち上げ（予定）時期		時期未定。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 市町社協活動推進協議会 兵庫県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会 一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会
		障害児・者等	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会 兵庫県身体障害者支援施設協議会
		児童・母子	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 兵庫県乳児院連盟
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	—
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 — 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 ○ 【理由】 —	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】 検討中	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部社会福祉局 地域福祉課	※複数部署の 場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時要援護者支援等の事業を実施している防災部局と連絡調整を行っている。	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う 場合の団体名	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	

⑩事務局 担当者の数	専任	—																							
	兼任	1名																							
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																							
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																							
	バックアップの方法	—																							
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始していない。																							
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		検討中である。																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		検討中である。																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		検討中である。																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討中である。																							
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		検討中である。																							
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		想定していない。																							
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携した活動は特に想定していない。 【その際の理由】 検討中である為。																							
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		特にない。																							
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		未定。																							
⑱体制に関する各市区町村との関係		検討中である。																							
⑲住民への啓発等		社会福祉協議会主催のセミナーを開催。																							



## (29) 奈良県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	奈良県災害福祉支援ネットワーク
		内容	災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うためのネットワーク
②体制の立ち上げ（予定）時期		2019年7月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 奈良県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	奈良県老人福祉施設協議会 奈良県老人保健施設協議会 小規模多機能型居宅介護奈良県ネットワークの会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会奈良県支部
		障害児・者等	奈良県心身障害者施設連盟 奈良県知的障害者施設協会
		児童・母子	奈良県児童福祉施設連盟、奈良県保育協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	NPO法人奈良県介護支援専門員協会 一般社団法人奈良県介護福祉士会 一般社団法人奈良県社会福祉士会 奈良県精神科ソーシャルワーカー協会 公益社団法人日本精神保健福祉士協会奈良県支部 日本ホームヘルパー協会奈良県支部
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	奈良県障害者福祉連合協議会 奈良県民生児童委員連合会 奈良県	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○      (その他大規模災害時に要配慮者を受け入れる施設等) 6. 未定・検討中 — 【理由】大規模災害時における要配慮者の避難場所を想定しているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (要配慮者を要綱上、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者と、定義している。)	

		5. 未定・検討中 — 【理由】設問の厚生労働省通知にある災害時要配慮者が、通知文のなかで「避難する 高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等」とされており、それを言い換えた表現としている。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 —
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉医療部企画管理室	※複数部署の場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携・検討状況	奈良県災害福祉支援ネットワーク会議に、防災統括室、地域福祉課も出席している。	
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。
	団体が担う場合の団体名	奈良県社会福祉協議会
⑩事務局担当者の数	専任	—
	兼任	5名
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）	
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。
	バックアップの方法	—
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。	
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	県内の社会福祉法人など36法人、および6職能団体。
	確保した人員	128名
	登録条件	資格としては、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士等、職種としては、ホームヘルパー、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等、で概ね3年以上の実務経験を有する者。
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。	
	<b>研修1</b>	
	1) 名称	令和2年度 奈良DWAT登録時研修
	2) 対象者	DWATチーム員への新規登録希望者
	3) 実施時期	2020年10月
	4) 内容	1. 災害派遣福祉チーム (DWAT) についての基本事項〔講義〕 2. 災害派遣福祉チームの活動〔講義〕 3. 避難所における福祉ニーズを考える〔演習〕 4. 一般避難所での災害派遣福祉チームの活動〔演習〕
	<b>研修2</b>	
	1) 名称	チーム編成訓練
	2) 対象者	チーム員、協定法人、協定職能団体

	3)実施時期	2020年9月																			
	4)内容	災害発生を想定して、派遣の可否と日程調整をメールにて実施																			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(奈良県災害派遣福祉チーム活動マニュアル作成部会、および同広報部会にて、中心的メンバーで年5回程度活動している。その他のチーム員は年1回のDWAT研修に希望者のみ参加)																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																				
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携した活動は特に想定していない。 【その際の理由】現場で臨機応変に対応するしかないから。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	DWAT発足当時に、各市町村あてに、災害発生時に必要があれば県にDWATの派遣依頼をするよう広報した。																				
⑲ 住民への啓発等	—																				

### (30) 和歌山県

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	災害時における地域の安心の確保等に関する協定
		協定締結者	和歌山県老人福祉施設協議会 和歌山県知的障害者福祉協会 和歌山県療護施設連絡協議会 和歌山県児童福祉施設連絡協議会
		内容	① 災害発生時における要援護者の受入 ② 地域の人的・物的被害状況の把握、施設等への職員派遣、物的支援協力 ③ 協議会の会員施設と市町村との協定等の締結促進
②体制の立ち上げ（予定）時期		2010年10月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	—
		社会福祉協議会 経営者協議会等	—
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	和歌山県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	和歌山県知的障害者福祉協会 和歌山県療護施設連絡協議会
		児童・母子	和歌山県児童福祉施設連絡協議会
		その他	—
③-3.職能団体	専門職の団体	—	
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
		3. 社会福祉施設等 ○	4. 要配慮者の居宅 —
		5. その他 —	
		6. 未定・検討中 —	
		【理由】 中長期における居宅の要配慮者支援については、保健師活動等で対応する想定。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
		3. 乳幼児 ○	
		4. その他 —	
		5. 未定・検討中 —	
		【理由】 災害時要配慮者は全て対象としている。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 —	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 —
		9. 原子力災害 —	10. その他 —
⑦福祉支援体制の担当部署		子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課の各課で担当団体との調整を実施	※複数部署の場合の主担当 —

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時には、災害対策本部総合統制室が設置され、福祉保健部幹事班が総合統制室と部内各班との連絡調整を行う。																			
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	未定																			
⑩事務局担当者の数	専任	—																			
	兼任	—																			
⑪事務局の運営費用		—																			
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																			
	バックアップの方法	—																			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始していない。																			
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		検討中である。																			
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		検討中である。																			
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		検討中である。																			
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討中である。																			
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		検討中である。																			
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。																			
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。</p> <p>【その際の課題】</p> <p>福祉職チーム派遣の必要性に係る認識が浸透していない。</p>																			
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組		特になし。																			
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		その他(地域防災計画の「資料編」に協定内容を掲載。)																			
⑱体制に関する各市区町村との関係		<p>市町村と管内施設(包括協定済み団体の会員施設)とで具体的な個別協定を締結。</p> <p>県は、個別協定のひな型を作成し、各市区町村に説明の上、提供。</p>																			
⑲住民への啓発等		特になし。																			

### (31) 鳥取県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	災害時の要配慮者支援活動の協力に関する協定
		協定締結者	県及び各団体との2者締結
		内容	県が行う要配慮者支援活動に関する福祉専門職の協力に関する協定を締結するもの。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2018年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	鳥取県社会福祉施設経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	鳥取県老人保健施設協会 鳥取県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	—
		児童・母子	—
		その他	—
③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人鳥取県社会福祉士会 一般社団法人鳥取県介護福祉士会 鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】本県チームは、対象先を限定しない。(ただし、施設は職能団体、施設団体等が別個に締結している協定等により支援が行われているものとして対象外。)	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (※下記理由参照) 5. 未定・検討中 — 【理由】本県チームは、支援対象者を限定していないため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課	※複数部署の場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		・災害ケースマネジメントを全県展開し、災害に強い地域づくりを進める。 ・災害に備え平時からの体制整備を進めるとともに、発災後、被災市町村における被災者支援活動について、県内圏域等への広域支援の体制を整備する。災害派遣福祉チームの派遣体制の整	

		備も行う。 ・上記2点を目的として災害福祉支援センターの整備を進めている。																							
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。																							
⑩事務局担当者の数	専任	未定																							
	兼任	未定																							
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																							
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																							
	バックアップの方法	—																							
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																							
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																							
	協定の締結先	一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会																							
	確保した人員	57名																							
	登録条件	上記3団体のいずれかに登録していること。																							
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																							
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>令和2年鳥取県災害派遣福祉チームweb研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>チーム既登録者・登録予定者、行政職員（地域福祉・防災）、市町村社協職員、一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年10月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>・行政説明 ・講師説明2名（災害派遣福祉チーム概要説明、活動体験記）</td> </tr> </table>	研修1		1) 名称	令和2年鳥取県災害派遣福祉チームweb研修	2) 対象者	チーム既登録者・登録予定者、行政職員（地域福祉・防災）、市町村社協職員、一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会	3) 実施時期	2020年10月	4) 内容	・行政説明 ・講師説明2名（災害派遣福祉チーム概要説明、活動体験記）													
研修1																									
1) 名称	令和2年鳥取県災害派遣福祉チームweb研修																								
2) 対象者	チーム既登録者・登録予定者、行政職員（地域福祉・防災）、市町村社協職員、一般社団法人鳥取県社会福祉士会、一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会																								
3) 実施時期	2020年10月																								
4) 内容	・行政説明 ・講師説明2名（災害派遣福祉チーム概要説明、活動体験記）																								
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																							
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし。																							
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		○その他 （不定期ではあるが、年に数回意見交換会を実施している。（R2年度は実施できず。））																							
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. ビブス</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 50%;">2. モバイルパソコン</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>8. 車両</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>ヘルメット、腕章</td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	ヘルメット、腕章
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	ヘルメット、腕章																							

⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	想定していない。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 今後の検討である。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	今後、検討する。
⑲ 住民への啓発等	今後、検討する。



## (32) 島根県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	しまね災害福祉広域支援ネットワーク
		内容	事業所団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築
②体制の立ち上げ(予定)時期		2015年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	島根県社会福祉法人経営者協議会、 島根県社会福祉協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	島根県老人福祉施設協議会、 島根県老人保健施設協会、
		障害児・者等	島根県知的障害者福祉協会 島根県身体障害者施設協議会
		児童・母子	島根県児童入所施設協議会 島根県保育協議会
	その他	—	
③-3.職能団体	専門職の団体	島根県社会福祉士会、島根県介護福祉士会、 島根県精神保健福祉士会、 島根県介護支援専門員協会、島根県看護協会	
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○    2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○    4. 要配慮者の居宅 ○ 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】特に除外する対象先はない	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○    2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】特に除外する対象者はない	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○    2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○    4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○    6. 地震 ○ 7. 津波 ○    8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○    10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		島根県健康福祉部 地域福祉課	※複数部署の 場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		・県内で大規模災害等が発生した場合の保健医療チームの調整や 情報整理・分析等の保健医療活動の総合調整を行う「島根県保 健医療調整本部」を設置し、活動を行うこととなっている。 ・年2回のネットワーク会議に福祉部担当者と防災部担当者が参加。	

⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	団体が担う。																							
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人島根県社会福祉協議会																							
⑩事務局担当者の数	専任	1名																							
	兼任	1名																							
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																							
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																							
	バックアップの方法	—																							
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																							
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																							
	協定の締結先	協力施設																							
	確保した人員	171名																							
	登録条件	国家資格または公的資格・職種、その他認められた者																							
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。																							
⑬-3 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>災害派遣福祉チーム登録研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>原則、訓練研修未受講者（登録者も受講可能） 市町村行政職員で避難所運営に従事する予定の者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2020年12月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>3回実施（東部・中部・西部） ネットワーク概要、DWATの活動内容ほか</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1) 名称</td> <td>災害派遣福祉チーム継続研修</td> </tr> <tr> <td>2) 対象者</td> <td>DWAT登録者</td> </tr> <tr> <td>3) 実施時期</td> <td>2021年2月</td> </tr> <tr> <td>4) 内容</td> <td>避難所等での実際の活動を想定したシミュレーション訓練、チーム員同士の顔の見える関係構築、平常時での活動のあり方などの検討など。</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1) 名称	災害派遣福祉チーム登録研修	2) 対象者	原則、訓練研修未受講者（登録者も受講可能） 市町村行政職員で避難所運営に従事する予定の者	3) 実施時期	2020年12月	4) 内容	3回実施（東部・中部・西部） ネットワーク概要、DWATの活動内容ほか	<b>研修2</b>		1) 名称	災害派遣福祉チーム継続研修	2) 対象者	DWAT登録者	3) 実施時期	2021年2月	4) 内容	避難所等での実際の活動を想定したシミュレーション訓練、チーム員同士の顔の見える関係構築、平常時での活動のあり方などの検討など。			
<b>研修1</b>																									
1) 名称	災害派遣福祉チーム登録研修																								
2) 対象者	原則、訓練研修未受講者（登録者も受講可能） 市町村行政職員で避難所運営に従事する予定の者																								
3) 実施時期	2020年12月																								
4) 内容	3回実施（東部・中部・西部） ネットワーク概要、DWATの活動内容ほか																								
<b>研修2</b>																									
1) 名称	災害派遣福祉チーム継続研修																								
2) 対象者	DWAT登録者																								
3) 実施時期	2021年2月																								
4) 内容	避難所等での実際の活動を想定したシミュレーション訓練、チーム員同士の顔の見える関係構築、平常時での活動のあり方などの検討など。																								
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																							
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		○市町村の訓練等に参加・協力している。																							
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし。																							
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">WEB会議用資材、ヘルメットなど</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	WEB会議用資材、ヘルメットなど
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	WEB会議用資材、ヘルメットなど																							

⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】 島根県⇒保健医療調整本部運営要領など 災害福祉支援 NW 本部および災害派遣福祉チーム⇒活動マニュアル および運営要領
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】・活動マニュアルおよび運営要領 島根県保健医療調整本部運営要領など
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】 島根県保健医療調整本部
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 具体的な連携方法や活動時の情報共有
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	具体的な取り組みはなし。
⑲ 住民への啓発等	具体的な取り組みはなし。

### (33) 岡山県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		その他	
		名称	DWAT推進会議
		内容	岡山県社会福祉協議会が主催するDWAT推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。平成30年7月豪雨災害で実際に「岡山DWAT」が活動を行い、県は派遣要請を行ったが、県と団体等との協定締結前の活動となった。令和元年度に県と岡山県社会福祉協議会で協定を締結している。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2018年6月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	岡山県社会福祉協議会、 岡山県社会福祉法人経営者協議会、 岡山県社会福祉法人経営青年会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	岡山県老人福祉施設協議会
		障害児・者等	岡山県障害福祉施設等協議会
		児童・母子	岡山県保育協議会、岡山県児童養護施設等協議会、 岡山県保護施設協議会
	その他	—	
③-3.職能団体	専門職の団体	岡山県社会福祉士会、岡山県介護福祉士会、 岡山県介護支援専門員協会、 岡山県精神保健福祉士会、岡山県理学療法士会、 岡山県医療ソーシャルワーカー協会、 岡山県作業療法士会	
③-4.その他	他職種 of 団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	日本赤十字社岡山県支部	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○ (活動実績は上記であるが、派遣協定では「避難所等」としており上記に限定している訳ではない。) 6. 未定・検討中 — 【理由】国の通知に基づく	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 — 4. その他 ○ (被災者（避難者）) 5. 未定・検討中 — 【理由】国の通知に準ずる	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当 —

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		保健・医療分野との連携
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。
	団体が担う 場合の団体名	岡山県社会福祉協議会
⑩事務局 担当者の数	専任	—
	兼任	2名
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○その他（岡山県社会福祉協議会の独自財源）
⑫事務局のバックアップ機能 の確保	確保有無	確保していない。
	バックアップ の方法	—
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	協定締結はしていない
	確保した人員	198名
	登録条件	①各種別協議会等を通じて、各社会福祉法人や医療法人・職能団体からの推薦書の提出があった者 ②チーム員養成研修の受講
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。
		<b>研修1</b>
		1)名称 岡山県災害派遣福祉チーム (DWAT) 活動拠点法人説明会
		2)対象者 DWAT災害時活動拠点法人並びにこ平時・災害時活動拠点法人・岡山県社会福祉法人経営者協議会 役員
		3)実施時期 2020年11月
		4)内容 DWAT整備計画等説明、「平成30年7月豪雨災害時の拠点法人としての役割について」、「美作東圏域における平時の取組について」、「京都DWATによる平時の取組について」
		<b>研修2</b>
		1)名称 岡山県災害派遣福祉チーム (DWAT) 員養成研修
		2)対象者 岡山県災害派遣福祉チーム員・岡山DWAT活動拠点法人・岡山県災害派遣福祉チーム参画団体・行政機関・市町村社協
		3)実施時期 2021年2月
		4)内容 DWAT概要・活動計画説明、圏域活動事例紹介「美作東圏域（久米郡エリア）における活動拠点の展開」、先存取組報告「静岡DCATにおける平時の活動」、顔合わせ・意見交換
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。 ○その他(1及び2について、実施に向けて準備を行っている。)

⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																								
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	○																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。</p> <table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>今後の検討である。</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	今後の検討である。																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
今後の検討である。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	<p>ある。</p> <p>【その内容】保健・医療・福祉の連携会議の開催</p>																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	発災時のDWTの活動への支援、平時の取組への協力依頼文書の市町村への送付、市町村地域防災計画への反映依頼、防災担当者会議での説明の実施。																								
⑲ 住民への啓発等	パンフレットを作成中。																								

### (34) 広島県

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書
		協定締結者	広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県獣医師会、広島県栄養士会、広島県栄養士会、広島県理学療法士会、広島県社会福祉士会、広島県介護福祉士会、広島県精神保健福祉士協会、広島県介護支援専門員協会、広島県看護協会、広島県柔道整復師会、広島県地域保健医療推進機構、広島県地域保健医療推進機構、広島県身体障害者施設協議会、広島県知的障害者福祉協会、広島県精神障害者支援事業所連絡会
		内容	広島県は災害時公衆衛生チームの編成にあたり、必要により各職能団体等に協力を依頼するとともに、各職能団体等については、可能な限りこれに協力するもの。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2021年4月に開始予定である。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	—
		障害児・者等	—
		児童・母子	—
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
③-4.その他	他職種 of 団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 —	【理由】厚労省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」では、対象先を一般避難所と記載されているため。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 — 2. 障害者・児 — 3. 乳幼児 — 4. その他 — 5. 未定・検討中 ○	【理由】災害時の一般避難所では、高齢者や障害者等の要配慮者だけではなく、平時では健康な住民も、避難後に体調を崩す可能性があるため、支援の対象については幅広く検討する必要があるため。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○	

		9. 原子力災害 ○ 10. その他 —																			
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉局地域福祉課	※複数部署の場合の主担当 —																			
⑧担当部署以外との連携・検討状況	特段、庁内の他の部署との検討は進んでいない。																				
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	その他																			
	その他	事務局をどこに設置するかは、関係団体と協議中。																			
⑩事務局担当者の数	専任	未定																			
	兼任	未定																			
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																				
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																			
	バックアップの方法	—																			
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始していない。																				
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	検討中である。																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																				
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																				
⑱体制に関する各市区町村との関係	県内の各市町に対しては、現段階では働きかけていない。																				
⑲住民への啓発等	特になし。																				



### (35) 山口県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	災害時における福祉支援に関する協定
		協定締結者	経営者協議会、県社会福祉協議会、老人福祉施設協議会、障害福祉サービス協議会、知的障害者福祉協会、児童入所施設連絡協議会、老人保健施設協議会、身体障害者施設協議会、救護施設協議会、保育協会、デイサービスセンター協議会、聴覚障害者福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会
内容		被災市町が開設する福祉避難所等又は被災福祉施設への応援職員の派遣、福祉車両等の応援派遣、市町が行う福祉避難所の事前指定への協力、その他災害時における要配慮者に対する必要な援助	
②体制の立ち上げ（予定）時期		2021年度中に開始予定である。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	経営者協議会、県社会福祉協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、 デイサービスセンター協議会
		障害児・者等	障害福祉サービス協議会、 知的障害者福祉協会、 身体障害者施設協議会、聴覚障害者福祉協会
		児童・母子	児童入所施設連絡協議会、保育協会
		その他	救護施設協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	社会福祉士会、介護福祉士会
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 — 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○ 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○ 6. 未定・検討中 — (「主に」一般避難所内の福祉スペース ※支援が必要な方が多く いらっしゃると思われるため。) 【理由】要配慮者への支援を目的としているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】要配慮者への支援を目的としているため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 — 7. 津波 — 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 ○ (災害救助法が適用されるような大規模災害)	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部厚政課	※複数部署の場合の主担当	—																			
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	大規模災害が起こった場合は、庁内の福祉施設関係課である長寿社会課（老人福祉施設等）、障害者支援課（障害者支援施設等）、こども政策課（保育所）、こども家庭課（児童養護施設等）と協同し、派遣調整を実施する。																					
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																				
	団体が担う場合の団体名	県社会福祉協議会																				
⑩事務局担当者の数	専任	—																				
	兼任	2名																				
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																					
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																				
	バックアップの方法	—																				
⑬派遣人員の確保や育成状況	2021年度内開始予定																					
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																				
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>		1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																			
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																			
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																			
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																			
9. 自家発電機	—	10. その他	—																			
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																						
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																					
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																					
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																					
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																					
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																					
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																						
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																					
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし。																					
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																					
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																					
⑱体制に関する各市区町村との関係	・平成28年度に福祉関係14団体と協定を締結した際に、県内市町へ制度の周知を行った。平成29年度以降は、災害救助市町担当者会議において、改めて、制度の説明を行い周知を行った。																					
⑲住民への啓発等	・平成28年度に福祉関係14団体との協定締結式を開催し、記者配布等を行った。																					

### (36) 徳島県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	徳島県災害福祉支援ネットワーク
		内容	福祉関係団体や行政（県、市町村）等による徳島県災害福祉支援ネットワーク会議を開催し、要配慮者支援を検討、実施している。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2019年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	徳島県社会福祉協議会 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会 徳島県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 日本認知症グループホーム協会徳島県支部 徳島県ホームヘルパー協議会
		障害児・者等	徳島県知的障害者福祉協会 徳島県身体障害者施設協議会
		児童・母子	徳島県保育事業連合会 徳島県私立保育園連盟 徳島県児童養護施設協議会
		その他	
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人徳島県社会福祉士会 一般社団法人徳島県介護福祉士会 徳島県精神保健福祉士協会 特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	徳島県民生委員児童委員協議会 とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○	2. 福祉避難所等 ○
		3. 社会福祉施設等 ○	4. 要配慮者の居宅 —
		5. その他 —	6. 未定・検討中 —
		【理由】 一般避難所：被災地の福祉人材の手が回りにくく、福祉支援が手薄になる可能性が高いため。 福祉避難所：福祉避難所が人員不足により開設でき無い場合、一般避難所等、要配慮者にとって環境の良くない場所での生活を強いられることとなるため、福祉避難所の開設・運営支援は不可欠。 社会福祉施設等：福祉避難所では生活ができない（入院は不要）要配慮者の受け皿として、事業継続の必要があるため。	
		1. 高齢者 ○	2. 障害者・児 ○
⑤-2 主な対象者		3. 乳幼児 ○	

		4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】避難所（特に初期の一般避難所）においては、誰が避難してくるか分からないため、支援対象者を絞ることはできない。ただし、発生から時間が経過し、避難者や支援者の状況が見えてくれば、避難所の状況に応じた専門職でチームを編成し、支援する。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 ○ (災害救助法が適用される可能性がある と認められる規模の災害としている。)
⑦福祉支援体制の担当部署	保健福祉部保健福祉政策課 他	※複数部署の 場合の主担当 保健福祉部 保健福祉政策課
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	庁内の関係各部署が、災害福祉支援ネットワークに入り、連携している。	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。
⑩事務局 担当者の数	専任	4名
	兼任	—
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）	
⑫事務局のバック アップ機能 の確保	確保有無	確保している。
	バックアップ の方法	県庁の他、南部県民局、西部県民局等、被災状況に応じて、適切な場所に事務局（本部）を設置し、対応することとしている。
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。	
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	徳島県災害福祉支援ネットワークに参加している団体
	確保した人員	130名
	登録条件	徳島県災害福祉支援ネットワークに参加している団体から推薦のあった者
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。	
	<b>研修1</b>	
	1) 名称	徳島県災害派遣福祉チーム員研修
	2) 対象者	新たにチーム員となった方
	3) 実施時期	2020年8月
	4) 内容	導入研修の内容をほぼそのまま実施。 (演習の地名などのみを徳島県の地名に変更する程度の変更。)
⑬-4 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。	
⑬-5 平時におけるチーム員と しての活動状況	特になし。	
⑬-6 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり	特になし。	

⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】協定に基づくチーム員の派遣																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書において、県が設置する災害時コーディネーターが行うこととしている。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】徳島県災害対策本部運営規程																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。																								
	<table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>具体的に決まっている。</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	具体的に決まっている。																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
具体的に決まっている。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）を設置し、情報の集約、分析、共有、活用を行う体制を構築している。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害救助事務担当者会議を毎年実施しており、説明をしている。徳島県災害派遣福祉支援チーム結成に向けた研修への市町村職員の参加。（令和元年7月にチーム結成前に実施）																								
⑲ 住民への啓発等	—																								

### (37) 香川県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答		
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
		協議会等名称	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会	
		内容	災害時における要配慮者への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行う。	
②体制の立ち上げ（予定）時期		2019年8月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 香川県県内社会福祉協議会連絡協議会 香川県社会福祉法人経営者協議会	
		③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	香川県老人福祉施設協議会 香川県老人保健施設協議会
	障害児・者等		特定非営利活動法人 香川県知的障害者福祉協会 香川県救護・身障施設協議会	
	児童・母子		香川県保育協議会 香川県児童福祉施設連合会	
	その他			
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人 香川県社会福祉士会 一般社団法人 香川県介護支援専門員協議会 一般社団法人 香川県介護福祉士会 香川県精神保健福祉士協会 香川県医療ソーシャルワーカー協会	
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	香川県民生委員児童委員協議会連合会 香川県精神保健福祉センター 香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 社会福祉法人 香川県共同募金会 高松市健康福祉局健康福祉総務課 高松市総務局危機管理課 香川県健康福祉部健康福祉総務課	
	④今後の参加・連携予定団体		—	
	⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 —	【理由】 協定書で定めているもの。協定書では福祉避難所も含めているが、基本的には一般避難所を想定している。
		⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 —	【理由】 避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を対象としており、主な対象者としては上記選択肢になると考えられるため。

⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — — — — ○	2. 豪雨 4. 洪水 6. 地震 8. 噴火	— — — — — (福祉支援体制における災害の種類を特に定めてはいるが、避難所生活が余儀なくされるものを想定している。)
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉総務課 (福祉部署)	※複数部署の 場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	特記する連携は行えていない。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。		
	団体が担う 場合の団体名	香川県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任	—		
	兼任	2名		
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバックアップ機能 の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップ の方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。			
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）		
	協定の締結先	団体		
	確保した人員	46名		
	登録条件	業務経験を3年以上有し、団体の推薦を受けており、かつ登録時研修を受講する。		
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。			
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。			
	<b>研修1</b>			
	1)名称	令和2年度 香川県災害派遣福祉チーム登録研修		
	2)対象者	新規にDWATチーム員として、所属施設・法人・団体等より推薦を受けた者		
	3)実施時期	2020年10月		
4)内容	登録時の養成研修 DWATの説明等			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。			
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。			
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。			

⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。</p> <p>【その際の課題】協議を予定している状況であるため、現時点で記載できる課題は特になし。</p>																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	特になし。																								
⑲ 住民への啓発等	特になし。																								



### (38) 愛媛県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会	
	内容	<p>災害時福祉支援体制の構築に係る課題の共有や対応策について検討する。</p> <p>施設団体、職能団体等を通じ、各法人から人材派遣を受けることを想定した要配慮者支援のためのネットワークを構築</p> <p>(以下詳細)</p> <p>1 災害時要配慮者支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の専門職から募集、メンバー登録、県からの要請で県内外にチーム派遣</li> </ul> <p>2 災害時福祉人材マッチング制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から、避難所において要配慮者を支援する人材を広く募集、登録、発災後避難所にて支援を実施</li> </ul> <p>2-①災害時福祉人材 (現役の福祉職員を対象)</p> <p>2-②災害時福祉ボランティア人材 (離職者・OBを対象)</p> <p>3 災害時福祉人材派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後、避難所等で支援する人材が不足する場合に関係団体に派遣を要請</li> </ul>	
②体制の立ち上げ (予定) 時期		2017年8月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	愛媛県老人福祉施設協議会 愛媛県老人保健施設協議会 一般社団法人愛媛県地域密着型サービス協会
		障害児・者等	愛媛県身体障害者施設協議会 NPO法人愛媛県知的障害者福祉協会
		児童・母子	愛媛児童福祉施設連合 愛媛県保育協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	<p>愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会 (愛媛JRAT)</p> <p>【加盟団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛媛県リハビリテーション研究会・愛媛県回復期リハビリテーション連絡協議会・公益社団法人愛媛県理学療法士会・公益社団法人愛媛県作業療法士会・愛媛県言語聴覚士会・一般社団法人愛媛県介護福祉士会・一般社団法人愛媛県社会福祉士会・愛媛県医療ソーシャルワーカー協会・公益社団法人愛媛県栄養士会・公益社団法人愛媛県看護協会・愛媛県介護支援専門員協会</li> <li>一般社団法人愛媛県医師会</li> <li>一般社団法人愛媛県歯科医師会</li> <li>一般社団法人愛媛県薬剤師会</li> </ul>

			一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会 愛媛県ホームヘルパー協議会
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	愛媛県民生児童委員協議会、 県内20市町 関係課、地方局地域福祉課、県保 健所、県医療対策課、県防災危機管理課
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】 上記厚労省通知も参考に、災害時要配慮者支援チームは主に 一般避難所で活動し、災害時福祉人材マッチング制度は主に福祉避難 所（福祉避難スペースを含む）で活動する方向性で整理している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】 多職種で構成しているメリットの一つとして、幅広く支 援の対象とすべきであると考えため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉課	※複数部署の 場合の主担当 —
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		防災関係所管課や医療関係の所管課も協議会に参加いただくよう にしている。	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う 場合の団体名	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（愛媛JRAT） （次年度以降、県社会福祉協議会にも役割を担ってもらう予定）	
⑩事務局 担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）	
⑫事務局のバック アップ機能 の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップ の方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録 し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	愛媛JRAT （その他の団体については、協議会のメンバーとして呼びかけ）	
	確保した人員	133名	
	登録条件	原則として、別に定める研修を終了し、所属する法人等の長の承 認を受けた者	
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。	

	確保した人員	—																														
	登録条件	原則として、別に定める研修を終了し、所属する法人等の長の承認を受けた者																														
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。																														
⑬-3 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。 研修1、2は、上記「導入研修」も参考に、主に特定の福祉避難所等で活動する人材に対する研修であることを踏まえて研修を組み立てた。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での研修を避け、YouTube配信によるWEB研修として実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>研修1</b></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>昨年度示された「導入研修」をもとに、リハ職と福祉職が一体となって活動する本県のチーム特性を踏まえて、一部内容を追加変更した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での研修を避け、ZOOMを使用したWEB研修として実施した。 座学による災害時要配慮者支援チームに関する基本内容の説明の他、他職種からの災害時の活動等の説明。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修2</b></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2021年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>座学による福祉避難所等での人的支援に関する基本内容の他、災害時要配慮者支援チーム、他職種からの災害時の活動等の説明。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>研修3</b></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>愛媛県総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>愛媛県災害時要配慮者支援チーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年8月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>県総合防災訓練の一環として、訓練実施市の避難所運営訓練に参加し、避難所での活動の動きや、保健師等との連携について確認した。</td> </tr> </table>	<b>研修1</b>		1)名称	愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会	2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者	3)実施時期	2020年10月	4)内容	昨年度示された「導入研修」をもとに、リハ職と福祉職が一体となって活動する本県のチーム特性を踏まえて、一部内容を追加変更した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での研修を避け、ZOOMを使用したWEB研修として実施した。 座学による災害時要配慮者支援チームに関する基本内容の説明の他、他職種からの災害時の活動等の説明。	<b>研修2</b>		1)名称	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）	2)対象者	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職	3)実施時期	2021年2月	4)内容	座学による福祉避難所等での人的支援に関する基本内容の他、災害時要配慮者支援チーム、他職種からの災害時の活動等の説明。	<b>研修3</b>		1)名称	愛媛県総合防災訓練	2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員	3)実施時期	2020年8月	4)内容	県総合防災訓練の一環として、訓練実施市の避難所運営訓練に参加し、避難所での活動の動きや、保健師等との連携について確認した。
<b>研修1</b>																																
1)名称	愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会																															
2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者																															
3)実施時期	2020年10月																															
4)内容	昨年度示された「導入研修」をもとに、リハ職と福祉職が一体となって活動する本県のチーム特性を踏まえて、一部内容を追加変更した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での研修を避け、ZOOMを使用したWEB研修として実施した。 座学による災害時要配慮者支援チームに関する基本内容の説明の他、他職種からの災害時の活動等の説明。																															
<b>研修2</b>																																
1)名称	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）																															
2)対象者	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職																															
3)実施時期	2021年2月																															
4)内容	座学による福祉避難所等での人的支援に関する基本内容の他、災害時要配慮者支援チーム、他職種からの災害時の活動等の説明。																															
<b>研修3</b>																																
1)名称	愛媛県総合防災訓練																															
2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員																															
3)実施時期	2020年8月																															
4)内容	県総合防災訓練の一環として、訓練実施市の避難所運営訓練に参加し、避難所での活動の動きや、保健師等との連携について確認した。																															
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																														
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		○市町村の訓練等に参加・協力している。																														
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		<p>○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。</p> <p>○都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。</p>																														

⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】愛媛県災害時要配慮者支援チームマニュアル																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】チームの知名度の向上																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】チーム研修での関係職種に関する説明講義の実施																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	各市町が災害時福祉支援地域連携協議会のメンバーに入っており、共に意見交換を行いながら体制の充実に努めている。また、研修を実施する場合には各市町担当者にも案内し、可能な範囲で参加してもらっている。																				
⑲ 住民への啓発等	県HPへの掲載 (愛媛県 災害時要配慮者支援チームについて) <a href="https://www.pref.ehime.jp/h20100/saigaizihukushihinannjo/hukushihinannjo2.html">https://www.pref.ehime.jp/h20100/saigaizihukushihinannjo/hukushihinannjo2.html</a>																				

### (39) 高知県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	高知県災害福祉支援ネットワーク会議
		内容	社会福祉施設団体や福祉の職能団体などと連携し、大規模災害時の災害派遣福祉チームの編成、派遣、受援等の活動に関することや、チームの周知・啓発について協議を行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2020年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	高知県社会福祉協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会
		障害児・者等	高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設協議会
		児童・母子	高知県児童養護施設協議会 高知県保育所経営管理協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	高知県社会福祉協議会 高知市	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 — 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】国のガイドラインに基づき一般避難所での活動を想定している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】一定スペースや資機材が整備された中で周囲からの支援があれば生活出来る程度の方を想定している。	

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風	—	2. 豪雨	○										
		3. 豪雪	—	4. 洪水	○										
		5. 高潮	—	6. 地震	○										
		7. 津波	○	8. 噴火	—										
		9. 原子力災害	—	10. その他	—										
⑦福祉支援体制の担当部署		地域福祉部 地域福祉政策課	※複数部署の 場合の主担当	—											
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		一般の避難所での要配慮者対策については、危機管理部署が担当し、避難される要配慮者の特性や受入時の注意点などをまとめた冊子を作成し、各避難所の運営マニュアルとして備えるよう促している。また、必要となる資機材についても補助制度により支援している。													
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。													
	団体が担う 場合の団体名	高知県社会福祉協議会													
⑩事務局 担当者の数	専任	—													
	兼任	2名													
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算													
⑫事務局のバック アップ機能 の確保	確保有無	確保していない。													
	バックアップ の方法	—													
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。													
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）													
	協定の締結先	団体													
	確保した人員	70名													
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と派遣に関する協定を締結している団体に所属し、派遣について施設長の承認を受けていること</li> <li>・介護・福祉の業務経験が3年以上あること</li> <li>・県の実施する養成研修を修了すること</li> </ul>													
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。													
⑬-3 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。</p> <p>「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1" data-bbox="603 1541 1420 2024"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>以下の条件を満たす者  <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と派遣に関する協定を締結している団体に所属し、派遣について施設長の承認を受けていること</li> <li>・介護・福祉の業務経験が3年以上あること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2020年12月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義「災害派遣福祉チームの基本事項」 「災害派遣福祉チームの具体的活動」 演習「一般避難所での福祉ニーズを考える」 「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」</td> </tr> </tbody> </table>				研修1		1)名称	高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修	2)対象者	以下の条件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と派遣に関する協定を締結している団体に所属し、派遣について施設長の承認を受けていること</li> <li>・介護・福祉の業務経験が3年以上あること</li> </ul>	3)実施時期	2020年12月	4)内容	講義「災害派遣福祉チームの基本事項」 「災害派遣福祉チームの具体的活動」 演習「一般避難所での福祉ニーズを考える」 「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」
研修1															
1)名称	高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修														
2)対象者	以下の条件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と派遣に関する協定を締結している団体に所属し、派遣について施設長の承認を受けていること</li> <li>・介護・福祉の業務経験が3年以上あること</li> </ul>														
3)実施時期	2020年12月														
4)内容	講義「災害派遣福祉チームの基本事項」 「災害派遣福祉チームの具体的活動」 演習「一般避難所での福祉ニーズを考える」 「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」														

⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保していない。																								
	確保済資機材																								
	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—		
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	検討中である。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】協議予定であるため、具体的に課題があるという状況にはない。他県の状況を把握したい。																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	来年度実施する災害救助法担当者会議にて概要を説明する予定																								
⑲ 住民への啓発等	未定																								

## (40) 福岡県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会
		内容	協議会構成団体の平時、災害時の役割
②体制の立ち上げ(予定)時期		2020年11月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 福岡県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	福岡県老人福祉施設協議会 公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会
		障害児・者等	福岡県身体障害者施設協議会 福岡県知的障がい者福祉協会
		児童・母子	公益社団法人福岡県保育協会 福岡県乳児院協議会、福岡県児童養護施設協議会 福岡県母子生活支援施設協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	福岡県婦人保護・救護施設協議会 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会 公益社団法人福岡県社会福祉士会 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 公益社団法人福岡県介護福祉士会 公益社団法人福岡県理学療法士会 公益社団法人福岡県作業療法協会 一般社団法人福岡県言語聴覚士会 福岡県手話の会連合会
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	福岡県
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】避難所(福祉避難所)は通常、人が長期間生活する前提の施設でないことが多いことから、災害後の避難生活による2次被害発生の可能性が高いため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (病弱者、妊産婦、外国人) 5. 未定・検討中 — 【理由】福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて想定されている要配慮者の種類のうち、福祉支援が必要だと思われるものを支援対象として想定。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 —      10. その他 —	



⑦福祉支援体制の担当部署	福祉労働部福祉総務課	※複数部署の場合の担当	—
⑧担当部署以外との連携・検討状況	今後、活動マニュアルを作成する際に、医療部局と協議を始める予定。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う場合の団体名	福岡県社会福祉協議会	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	—	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体	
	確保した人員	115名	
	登録条件	関係推薦は随時受け付け	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1) 名称	令和2年度福岡県災害派遣福祉チーム員養成研修	
	2) 対象者	災害派遣福祉チーム員登録予定者	
	3) 実施時期	2021年3月	
	4) 内容	① 行政説明 (30分) ② 災害派遣福祉チームについての基本事項 ③ 事務局説明 (30分) ④ 災害派遣福祉チームの活動 ⑤ 基調説明 (70分) 災害福祉支援ネットワークの役割～なぜ災害時に福祉が求められたのか考える～ ⑥ 活動事例 (60分) 平成30年7月豪雨災害における支援活動の実際	
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方	特に促してはいない。		
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。		
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ビブス ○      2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○      4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 —      6. トランシーバ ○ 7. デジタルカメラ —      8. 車両 — 9. 自家発電機 —      10. その他 —	

⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】連携の必要性は認識しており、保健部局との協議も始めていかないと考えているが、まだ具体的な協議ができていないため、課題も把握できていない。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	まだ具体的な取組みはできていない。
⑲ 住民への啓発等	まだ具体的な取組みはできていない。

## (41) 佐賀県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議
		内容	災害時に佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）が円滑に活動できるように、平時から協力体制を構築することを目的としている。検討事項は、大規模災害時における必要な福祉支援体制の整備、チーム員の人材確保及び資質向上及び関係機関・団体等との連携、情報共有に関することなどネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項となっている。
②体制の立ち上げ（予定）時期		2020年7月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	佐賀県社会福祉協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	佐賀県老人福祉施設協議会 佐賀県介護老人保健施設協会 佐賀県認知症GH協会 日本認知症GH協会佐賀県支部
		障害児・者等	佐賀県知的障害者福祉協会 佐賀県身体障害児者施設協議会 佐賀県社会就労センター協議会
		児童・母子	佐賀県児童養護施設協議会 佐賀県保育会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	佐賀県健康福祉部福祉課	
④今後の参加・連携予定団体		特になし。	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】一般避難所と福祉避難所を対象としていて、ほか施設間との協定や個別避難計画で対応を想定している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 —      5. 未定・検討中 — 【理由】避難者の二次災害防止の観点から、避難者の中でも主に高齢者・障害者（児）・乳幼児を対象にしている。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 —      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 — 9. 原子力災害 ○      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉本部	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携・検討状況	災害対策本部が設置され、災害対策本部会議において、指揮・報告、情報共有等が行われ、他の関係部署との連携を図る。			
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。		
⑩事務局担当者の数	専任	1名		
	兼任	3名		
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。			
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）		
	協定の締結先	団体		
	確保した人員	164名		
	登録条件	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援員、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士など		
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。		
	確保した人員	0名		
	登録条件	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援員、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士など		
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。			
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。			
	<b>研修1</b>			
	1)名称	基礎研修		
	2)対象者	チーム員、団体、市町担当		
	3)実施時期	2020年8月		
	4)内容	災害派遣福祉チームの概要や他県チームの実際の活動について説明。佐賀DCATとしての基本的な活動内容等を把握する。		
	<b>研修2</b>			
	1)名称	ステップアップ研修（予定）		
	2)対象者	チーム員、団体、市町担当		
	3)実施時期	2021年2月		
	4)内容	チーム員が実際の活動において、適切な支援を行うことができるよう基礎研修より実践的な研修を実施し、チーム員の資質向上を図る。（オンライン研修）		
	⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。		

⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。																								
	<table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>今後の検討である。</td> </tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	今後の検討である。																						
連携方法、活動時の情報共有策について																									
今後の検討である。																									
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町担当職員の佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）基礎研修等への参加。																								
⑲ 住民への啓発等	県民だより、ラジオ、情報番組の1コーナーで佐賀DCATを紹介。																								

## (42) 長崎県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
		協定等名称	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
		協定締結者	県、社会福祉・精神保健福祉施設団体等
		内容	災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合に、避難所における福祉的支援を行うチームへの協力及び職員派遣。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2017年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	長崎県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	長崎県老人福祉施設協議会 長崎県老人保健施設協会 長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会
		障害児・者等	長崎県社会就労センター協議会 長崎県精神障がい者福祉協会 長崎県身体障害児者施設協議会 長崎県手をつなぐ育成会 長崎県知的障がい者福祉協会
		児童・母子	長崎県児童養護施設協議会 長崎県保育協会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—
④今後の参加・連携予定団体		現在のところ、予定なし。	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】高齢者福祉施設については、関係団体と災害時の相互応援協定を締結していることから、長崎県DCATについては、避難所中心の支援としている。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (福祉的支援を必要とするもの) 5. 未定・検討中 — 【理由】厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」で明記されているため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の担当	—
⑦ 担当部署以外との連携 ・ 検討状況	令和2年12月に、長崎県における災害時対応における保健医療福祉分野の総合調整モデル検討研究事業の一環として、災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会が開催され、各チームとの意見交換に参加。		
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	未定	
⑩事務局担当者の数	専任	—	
	兼任	—	
⑪事務局の運営費用	—		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(1)	団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している。（※個人は特定していない）	
	協定の締結先	団体	
	確保した人員	642名	
	登録条件	なし。確保した人員数は642名だが、先遣隊と支援隊で重複あり。	
	他の方法(4)	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している（個人を特定していない）。	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。		
	<b>研修1</b>		
	1)名称	令和2年度長崎県災害派遣福祉チーム養成研修	
	2)対象者	災害派遣福祉チーム登録者のうち、次の①～③に該当する者。 ①各施設・事業所で防災研修や避難訓練を担当している者、②相談業務対応の経験がある者、③今後、災害派遣福祉チームのリーダー的役割を担え、事務局との協議に参加できる者	
	3)実施時期	2020年8月	
4)内容	導入研修と同様		
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。		
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	○その他(令和2年12月に、長崎県における災害時対応における保健医療福祉分野の総合調整モデル検討)研究事業の一環として、災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会が開催され、各チームとの意見交換に参加。)		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。		
⑭資機材等の確保状況	確保している。		

保状況	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. その他 —
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている。 【名称・内容】災害対策本部が設置されたときには、保健医療福祉活動の総合調整を行うために、福祉保健部内に「保健医療福祉調整班」を設置し、保健医療福祉活動に係る被災地・避難所支援にかかわる情報の連携、整理、分析を行う。	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】訓練や活動実績がないことから、まずはチーム内の調整が必要。他チームとの協議においても、実際にチームとして活動する登録者に参加をしてもらいながら行っていきたいが、チームの中心核となる人材育成が課題。	
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。	
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定。	
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	会議等において、災害時の要配慮者対策について、情報共有を図りながら推進を図っている。	
⑲ 住民への啓発等	パンフレットは作成しているが、現在まで、住民への啓発、周知等の取組みはできていない。	



### (43) 熊本県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT） 連絡会
		内容	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）体制 整備
② 体制の立ち上げ（予定）時期		2012年12月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	—
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	熊本県老人福祉施設協議会 一般社団法人熊本県老人保健施設協会 熊本県療養病床施設連絡協議会 熊本県地域密着型サービス連絡会
		障害児・者等	熊本県身体障害児者施設協議会 熊本県知的障がい者施設協会 公益社団法人熊本県精神科協会
		児童・母子	—
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	—
	③-4.その他	他職種の団体 他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—
③ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 — 4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 — 【理由】避難者への支援のため、一般避難所及び福祉避難所を対象としている。活動場所として活動マニュアルの中で規定している。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○（妊産婦、外国人、アレルギー疾患患者等） 5. 未定・検討中 — 【理由】支援対象者として活動マニュアルの中で規定している。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○ 10. その他 —	
⑧ 福祉支援体制の担当部署		熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）調整本部	※複数部署の場合の 主担当 健康福祉部 健康福祉政策課

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		協定締結団体との連絡会議に庁内の他の福祉部署も参加してDCAT体制等について検討を行っている。																							
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県が担う。																							
⑩事務局担当者の数	専任	—																							
	兼任	1名																							
⑪事務局の運営費用		○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																							
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																							
	バックアップの方法	—																							
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																							
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																							
	協定の締結先	熊本県老人福祉施設協議会、一般社団法人熊本県老人保健施設協会、熊本県療養病床施設連絡協議会、熊本県地域密着型サービス連絡会、熊本県身体障害児者施設協議会、熊本県知的障がい者施設協会、公益社団法人熊本県精神科協会																							
	確保した人員	607名																							
	登録条件	なし																							
	他の方法(4)	先遣隊と支援隊でそれぞれ個人を特定して登録しており、先遣隊184名、支援隊423名の計607名登録（重複あり）。																							
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																							
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」を用いて実施した。																							
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">研修1</th> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>熊本DCAT研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>全ての登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2021年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>資料配布による自己学習（コロナ禍のため集合研修は開催しない）</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	熊本DCAT研修	2)対象者	全ての登録者	3)実施時期	2021年2月	4)内容	資料配布による自己学習（コロナ禍のため集合研修は開催しない）													
研修1																									
1)名称	熊本DCAT研修																								
2)対象者	全ての登録者																								
3)実施時期	2021年2月																								
4)内容	資料配布による自己学習（コロナ禍のため集合研修は開催しない）																								
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																							
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし。																							
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし。																							
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">懐中電灯、手袋、マスク、令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両（レンタカー）を手配。</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	懐中電灯、手袋、マスク、令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両（レンタカー）を手配。
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	懐中電灯、手袋、マスク、令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両（レンタカー）を手配。																							

⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】検討中
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害救助法担当者会議での説明の実施（R2年度は新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨の影響により会議中止のため未実施）
⑲ 住民への啓発等	取組みなし

## (44) 大分県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答		
①協議会、協定などの名称・内容		協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。		
		協定等名称	大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	
		協定締結者	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等	
		内容	法人内の職員の派遣に関する協定。 なお、協定は平成30年度から締結しているが、令和2年度に関係団体を含めた「災害福祉支援ネットワーク会議」を設置した。	
②体制の立ち上げ（予定）時期		災害派遣福祉チームは2018年12月に稼働開始。 災害福祉支援ネットワーク会議は2021年2月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	大分県社会福祉協議会	
		高齢者福祉等	大分県老人福祉施設協議会	
		障害児・者等	大分県身体障害児者施設協議会 大分県知的障がい者施設協議会 大分県精神障がい者社会復帰施設協議会	
		児童・母子	大分県児童養護施設協議会 大分県母子生活支援施設協議会	
	③-2.種別協（事業者団体）	その他	大分県地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会	
		③-3.職能団体	専門職の団体	大分県介護福祉士会 大分県社会福祉士会 大分県介護支援専門員協会
		③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等（災害派遣福祉チーム協定締結法人）
④今後の参加・連携予定団体		大分県老人保健施設協会		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 — 6. 未定・検討中 —	【理由】一般避難所における福祉的なスクリーニングや避難者からの相談対応等が、災害派遣福祉チームにおける主な任務と考えているため。ただし、災害時に臨機に対応するために、福祉避難所において支援を行うことを除外しているものではない。	
		⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 — 4. その他 — 5. 未定・検討中 —	【理由】大規模災害において避難者が多数となった場合は、市町村の避難所担当職員のみでは対応が困難と考えるため。

⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○
		9. 原子力災害 ○	
		10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部各所属	※複数部署の場合の主担当 福祉保健部福祉保健 企画課
⑨ 担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時の総合調整を行う防災対策企画課及び市町村の避難所に関する支援を行う生活環境企画課が、災害福祉支援ネットワーク会議に参加	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。	
	団体が担う 場合の団体名	大分県社会福祉協議会	
⑩ 事務局 担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用		○都道府県による独自予算	
⑫事務局のバック アップ機能 の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップ の方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等	
	確保した人員	150名	
	登録条件	職種：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、薬剤師、その他特に知事が認めた者 経験年数：3年以上	
⑬-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。	
⑬-3 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。	
		<b>研修1</b>	
		1)名称	基礎研修
		2)対象者	新規登録者
		3)実施時期	2021年3月
		4)内容	大分県災害派遣福祉チーム（大分DCAT）活動マニュアルの説明、大分県の災害発生状況
		<b>研修2</b>	
		1)名称	フォローアップ研修
		2)対象者	過年度登録者
		3)実施時期	2021年3月
		4)内容	【グループワーク、個人ワーク】 ・避難者の属性に応じたスクリーニング方法 ・一定期間経過後の福祉避難スペースの改善手法
⑬-4 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		特に促してはいない。	

⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。																								
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">簡易間仕切り、簡易ベッド、簡易テント</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—			10. その他	○	簡易間仕切り、簡易ベッド、簡易テント
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—																								
10. その他	○	簡易間仕切り、簡易ベッド、簡易テント																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】 大分県災害派遣福祉チーム（大分 DCAT）活動マニュアル																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【実施内容】 協定締結法人によるチーム員の派遣																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 大分県災害派遣福祉チーム（大分DCAT）活動マニュアル																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。																								
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	ある。 【その内容】 災害福祉支援ネットワーク協議会に保健部局の職員に参加してもらう予定。また、同ネットワーク協議会の開催前に担当者と意見交換を実施。																								
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。																								
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	—																								
⑲ 住民への啓発等	—																								

**(45) 宮崎県**

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会
		内容	平時) 災害派遣福祉チームの組成方法、発災時のチームの活動内容、災害時における構成員の役割分担、保健医療関係者との連携、チーム員への研修等 災害時) 県と構成団体は協力してチームの活動に向けた調整や派遣に必要となる事項を実施。 (宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱、宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領)
②体制の立ち上げ(予定)時期		2020年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会、 宮崎県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	宮崎県老人福祉サービス協議会、 宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会、 宮崎県老人保健施設協会
		障害児・者等	宮崎県障害者支援施設協議会、 宮崎県知的障害者施設協議会、 宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会、 宮崎県社会就労センター協議会
		児童・母子	宮崎県児童福祉施設協議会、 宮崎県幼稚園連合会、 一般社団法人宮崎県保育連盟連合会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人宮崎県介護福祉士会、 一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会、 宮崎県医療ソーシャルワーカー協会、 一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会、 一般社団法人宮崎県社会福祉士会、 宮崎県リハビリテーション専門職協議会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	国立大学法人宮崎大学	
④ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	○
		2. 福祉避難所等	—
		3. 社会福祉施設等	—
		4. 要配慮者の居宅	—
		5. その他	—
		6. 未定・検討中	—
		【理由】国のガイドラインである「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)に基づき、支援の対象先を決定しているため。	
		1. 高齢者	—
		2. 障害者・児	—
		3. 乳幼児	—
		4. その他	—
		5. 未定・検討中	○

		【理由】国のガイドラインでは支援の対象として、「高齢者や障がい者、子ども のほか、傷病者等」といった地域の災害時要配慮者」と示されているが、どこまで支援の対象にするか（もしくはどこまで支援することができるか）については、各都道府県の判断によると考えるため。																								
⑥対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>—</td> <td>2. 豪雨</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>—</td> <td>4. 洪水</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>—</td> <td>6. 地震</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>—</td> <td>8. 噴火</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>○</td> <td colspan="2">（一般避難所が長期に渡って開設されるような大規模災害で、避難者からの福祉的ニーズがあれば、災害の種類は問わないと考える。）</td> </tr> </table>	1. 暴風	—	2. 豪雨	—	3. 豪雪	—	4. 洪水	—	5. 高潮	—	6. 地震	—	7. 津波	—	8. 噴火	—	9. 原子力災害	—			10. その他	○	（一般避難所が長期に渡って開設されるような大規模災害で、避難者からの福祉的ニーズがあれば、災害の種類は問わないと考える。）	
1. 暴風	—	2. 豪雨	—																							
3. 豪雪	—	4. 洪水	—																							
5. 高潮	—	6. 地震	—																							
7. 津波	—	8. 噴火	—																							
9. 原子力災害	—																									
10. その他	○	（一般避難所が長期に渡って開設されるような大規模災害で、避難者からの福祉的ニーズがあれば、災害の種類は問わないと考える。）																								
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の主担当	—																							
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	本県においては未だ災害派遣福祉チームが組成されていないため、現時点では他の部署との連携等には取り組めていないが、チーム組成後に福祉以外の保健・医療分野との連携体制の構築について取り組む予定である。																									
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																								
	団体が担う場合の団体名	一般社団法人宮崎県社会福祉士会																								
⑩事務局担当者の数	専任	—																								
	兼任	2名																								
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算																									
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																								
	バックアップの方法	—																								
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																									
⑬-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(1)	団体との協定等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している。（※個人は特定していない）																								
	協定の締結先	団体																								
	確保した人員	41名																								
	登録条件	—																								
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																								
⑬-2 人材層、人材像の育成策	—																									
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。「導入研修」を用いて実施した。																									
	<b>研修1</b>																									
	1) 名称	宮崎県災害派遣福祉チーム員登録研修																								
	2) 対象者	2020年1月の「基礎研修」を受講し、今後「宮崎DWAT」登録を予定する者																								
	3) 実施時期	2021年3月																								
4) 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DWATの活動について</li> <li>・ 行政説明</li> <li>・ 事務局説明</li> <li>・ 災害支援における連携とDWATに期待される役割</li> <li>・ パネルディスカッション（DMAT、DPAT、JRAT、DHEAT、行政保健師、コーディネーター：宮崎大学）</li> </ul>																									



⑬-4 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方	—																				
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	—																				
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	—																				
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保していない。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>—</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	—	2. モバイルパソコン	—																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。																				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																					
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																				
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし。																				
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。																				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。																				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	都道府県地域福祉支援計画への反映、市町村地域福祉担当者会議での説明の実施																				
⑲ 住民への啓発等	県庁ホームページにて災害時の福祉支援体制に係る取組の周知（「宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会」設立） <a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/fukushihoken/kenko/shakaifu-kushi/20200414190828.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/fukushihoken/kenko/shakaifu-kushi/20200414190828.html</a>																				

**(46) 鹿児島県**

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	鹿児島県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
		内容	大規模災害時における要配慮者の広域支援に関すること、大規模災害に備えたチームの組成・編成に関すること、必要と認められることを協議する。 協議会構成団体のうち、8団体と「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結している。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2018年8月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	鹿児島県老人保健施設協会 鹿児島県社協老人福祉施設協議会 鹿児島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会
		障害児・者等	鹿児島県知的障害者福祉協会
		児童・母子	鹿児島県保育連合会
		その他	
	③-3.職能団体	専門職の団体	鹿児島県社会福祉士会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	—	
④今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 ○      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 —      6. 未定・検討中 — 【理由】居宅から避難中の要配慮者を支援することを目的としているため。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○ (協定上は、その他の特に配慮を要する者としている。) 5. 未定・検討中 — 【理由】高齢者、障害者、乳幼児に限らず、大規模災害発生時に特別な配慮を要する者を支援することを目的としているため。	
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○      2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○      4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○      6. 地震 ○ 7. 津波 ○      8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 ○      10. その他 —	

⑦福祉支援体制の担当部署	くらし保健福祉部 社会福祉課	※複数部署の 場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	協議会メンバーに防災部署が入って、体制構築について連携して取り組んでいる。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。	
⑩ 事務局 担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップの方法	—	
⑫ 派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬ -1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	経営者協議会、老人福祉施設協議会、知的諸外車福祉協会、保育連合会、地域包括・介護支援センター協議会、老人保健施設協会、認知症グループホーム連絡協議会、社会福祉士会	
	確保した人員	162名	
	登録条件	協定締結団体から推薦のあった者を登録しており、職種や経験年数等は条件としていない（県としては、介護福祉士、社会福祉士、保育士等を構成員の想定として挙げている）。	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度は実施していない。		
⑭ -4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。		
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。		
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。		
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. その他 —	
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて			
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】鹿児島県災害派遣福祉チーム設置要綱		
⑯ -2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。		
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。		

⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】鹿児島県災害派遣福祉チーム設置要綱
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町村職員に対する災害派遣福祉チームについての説明会をチーム員研修と合同に行い、連携を深めることを考えているが、現状として実行できていない。
⑲ 住民への啓発等	県ホームページにおいて、災害派遣福祉チームの概要や、派遣、編成のイメージなどを紹介している。 (鹿児島県災害派遣福祉チーム (DCAT) について) <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/fukushikikaku/saigaihakenfukusiteam.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/fukushikikaku/saigaihakenfukusiteam.html</a>

## (47) 沖縄県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問		回答	
①協議会、協定などの名称・内容		都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
		協議会等名称	沖縄県災害派遣福祉支援協議会
		内容	災害派遣福祉チーム(DWATおきなわ)の派遣体制を整えるため、沖縄県社会福祉協議会や各種別協議会、職能団体、市長会、町村会で構成。 平時は、チーム員の募集・研修等を行い、災害時は、被災地の情報収集、派遣の要否判断、チーム員派遣等の役割をそれぞれ担う。
②体制の立ち上げ(予定)時期		2019年5月に開始した。	
④ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	沖縄県社会福祉協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	沖縄県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会 沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	沖縄県社会福祉協議会 身体障害児者施設協議会 沖縄県社会福祉協議会 心身障害児者施設協議会 沖縄県知的障害者福祉協会
		児童・母子	沖縄県社会福祉協議会 児童養護協議会 沖縄県社会福祉協議会 保育協議会
		その他	沖縄県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体	沖縄県社会福祉士会、沖縄県介護福祉士会 沖縄県精神保健福祉士協会 沖縄県介護支援専門員協会
③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	沖縄県市長会、沖縄県町村会、沖縄県	
⑤ 今後の参加・連携予定団体		—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○      2. 福祉避難所等 ○ 3. 社会福祉施設等 —      4. 要配慮者の居宅 — 5. その他 ○      6. 未定・検討中 — (大規模災害発生時に、要配慮者を受け入れる施設) <b>【理由】</b> 大規模災害時に、避難所において、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の支援が必要な「災害時要配慮者」に対し、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を目的としているため	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○      2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 ○      (妊産婦、病弱者等、災害時における避難所生活に特別な配慮を必要とする者) 5. 未定・検討中 — <b>【理由】</b> 必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所での生活によって、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため	

⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 — 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 — 9. 原子力災害 — 10. その他 —		
⑦福祉支援体制の担当部署	子ども生活福祉部 福祉政策課	※複数部署の 場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	連携は必要と感じているが、具体的な検討はされていない。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う 場合の団体名	沖縄県社会福祉協議会	
⑩事務局 担当者の数	専任	—	
	兼任	1名	
⑪事務局の運営費用	○災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○都道府県による独自予算		
⑫事務局のバックアップ機能 の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップ の方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	県内社会福祉施設 計44施設	
	確保した人員	99名	
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格所有者及び相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員、児童指導員等のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所等の長の承認を受け、原則としてチーム員登録研修を終了した者	
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。		
⑬-3 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。		
	<b>研修1</b>		
	1) 名称	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修《オンライン》	
	2) 対象者	県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員	
	3) 実施時期	2020年7月	
4) 内容	災害福祉支援ネットワークの仕組み、災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識の習得を目的とし、下記の内容の講義を実施。 1. 災害福祉支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の役割 2. 避難所運営を考えるから避難所で発生するリスクの理解と備え		

		3. 要配慮者支援の実際とDWATとしての支援の検討 4. 被災者支援と法制度																			
	<b>研修2</b>																				
	1) 名称	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修《オンライン》																			
	2) 対象者	県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員																			
	3) 実施時期	2021年1月																			
	4) 内容	災害福祉支援ネットワークの仕組み、災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識の習得を目的とし、下記の内容の講義を実施。 1. 災害福祉支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の役割 2. 避難所運営を考えるから避難所で発生するリスクの理解と備え 3. 要配慮者支援の実際とDWATとしての支援の検討 4. 被災者支援と法制度																			
	<b>研修3</b>																				
	1) 名称	沖縄県災害派遣福祉チーム員養成研修（スキルアップ研修）《オンライン》																			
	2) 対象者	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録者																			
	3) 実施時期	2021年1月																			
	4) 内容	登録研修で得た知識を基に、より実践活動をイメージしていくことを意識した研修内容で構築。 1. 実践報告 「避難所におけるDWATの活動」～群馬県DWATの活動から～ 2. 事例研究 「避難所における個別支援の判断・見極め・具体的支援策の検討」 3. 講義 「避難所における活動・10の視点」～実際のDWATによる支援を例に～																			
⑬-4 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																			
⑬-5 平時におけるチーム員としての活動状況		○他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																			
⑬-6 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		○都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																			
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. その他
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																		
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																		
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. その他	—																		

⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われる、防災部局等の協力も必要。
⑯-3 災害時に保健・医療と連携活動するための工夫や取組	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	年度当初に管内市町村へ「沖縄県災害時福祉支援体制の整備について」説明会を実施している。
⑲ 住民への啓発等	—



## 資料

- ・災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）
- ・災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）



## 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）

令和3年1月20日

### 令和2年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い

株式会社 富士通総研

前略 平素より大変お世話になっております。

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）」により「災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、平成23年度に弊社が実施いたしました「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機とし、災害の多い日本において、災害による二次被害を防ぎ、災害時にも地域包括ケアシステム/地域共生社会を維持させようとする自治体の方々への一助となるべく調査研究を進めております。

平成30年5月に厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、昨年は「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（厚労省委託事業として全国社会福祉協議会が実施）等も行われる等、チーム員の確保・確保育成の取組は進み、最近では令和元年度台風19号では複数県で、令和2年7月豪雨では熊本県において災害派遣福祉チームの活動が行われたところです。

このように全国で災害派遣福祉チーム員の登録・育成、組成が進む一方で、継続して課題となっているのは、発災時の都道府県と事務局（発災後は本部）の運営強化となっています。このことは、災害派遣福祉チームが組成されたとしても、その実効性を担保するために不可欠であり、取り組まれている各都道府県においても共通課題であるかと存じます。

本調査研究では、災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チームの推進策として、ネットワーク事務局の運営要領案についての検討を進めておりますが、そのためには取り組んでおられる都道府県御担当課及びネットワーク事務局の実態については是非とも教えて頂きたいと思っております。また、昨年度末に実施予定であった調査が新型コロナウイルスの影響から中止となりましたため、その後の取組状況等も教えて頂き、取りまとめをさせて頂くことで相互の情報共有にも活用頂ければと思っております。

年度末、また新型コロナウイルス感染症の対応等でご多忙の中を恐縮ですが、是非とも本調査へのご協力を賜りたく宜しくお願いいたします。

下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス（[fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com](mailto:fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com)）に令和3年2月10日（水）までに返信いただけますよう宜しくお願いします。

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 芦澤、森川、名取  
御質問がある場合は [fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com](mailto:fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com) までご連絡をお願いします。

※現在テレワーク中のため、申し訳ありませんが御電話については折り返しとさせていただきます。

## 【アンケート入力時のお願い】

※一昨年度調査（平成 30 年度）まではワードに入力頂いておりましたが、今年度はエクセルにて調査票を作成しております。質問は平成 30 年度調査と重なる所もありますので、ご回答に際しては当時の貴都道府県の回答内容のご確認、もしくは以下にあります調査報告書のデータ編をご確認頂いて追記修正頂く等して、なるべくお手間を省いて頂ければと思っております。

「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究（データ版）」

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2018saigaifukushi.html>

- ① 記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。もし事務局を外部に委託されている場合は、必要に応じてご確認をお願いします。
- ② エクセルの調査票は、選択肢についてはプルダウン、文章については当該の枠にご記入をお願いします。
- ③ 回答箇所はブルーの網掛がされております。但し、選択頂いた回答次第で、回答不要な箇所はグレーに網掛がされます。回答箇所以外の場所には文字入力できないよう設定しておりますが、書式変更も行わないようお願いいたします。
- ④ もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URL を教えて頂けると助かります。
- ⑤ 調査票を保存する際は、必ずエクセルの保存形式でお願いします。
- ⑥ ファイル名については、次のようお願いします。

00□□県（調査票）

↑ ↑  
都道府県コード 都道府県名

- ⑦ 返送メールの件名は、次のようお願いします。

00□□県（災害福祉広域支援ネットワーク調査回答）

↑ ↑  
都道府県コード 都道府県名

### 【ご参考まで】

令和元年度「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」

（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

令和元年度「地域包括支援センターやケアマネジャーの災害時支援のあり方に関する調査研究事業」

（老人保健健康増進等事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaijishien.html>

平成 29 年度「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」

（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>

# 災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

## 災害時の福祉支援体制の構築についての調査

- ※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力お願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。
- ※ 入力は、水色  部分のみ可能となっています。選択式の設問は「▼」をクリックし、表示されたリストから選択してください。
- ※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付もしくはURLを教えていただけるとしていただくと幸いです。

### 回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	
e-mail	

## I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1 全ての都道府県にうかがいます。  
 貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

- ※なお、  
 「1.既に構築している」は、「庁内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」、  
 「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、庁内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」、  
 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」・・・とします。

(1つ選択)	問1
1 既に構築している ----- →問2-1へ進む	
2 現在構築中である ----- →問2-1へ進む	
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない ----- →問2-2へ進む	
4 未定 ----- →問2-2へ進む	
5 予定はない ----- →問2-3へ進む	
6 その他 ----- →問3へ進む	

問2-1 問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。  
 既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記述し、今後検討する場合は、「未定」と記述してください。

① その体制はどのような内容でしょうか。

(1つ選択)	問2-1①
1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている ----- → (1)へ記述	
2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している ----- → (2)へ記述	
3. その他 ----- → (3)へ記述	

(1) 設問①で、「1」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	協議会等名称	
0字	その内容	

※要綱等提供頂ける資料があれば添付下さい

(2) 設問①で、「2」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	協定等名称	
0字	協定の締結者	
0字	内容	

※協定等提供頂ける資料があれば添付下さい

(3) 設問①で、「3」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	名称	
0字	内容	

② 災害時の福祉支援体制の稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、または予定時期を教えてください。

	問2-1 ②
1. 開始した(年度記述)	
2. 開始予定である(年度記述)	
3. 時期未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始時期、予定時期を教えてください。(記入例:2015年4月)	
=	

③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先の団体を教えてください。(団体名を記述)

※分類が不明な場合は「4.その他」にまとめて記述して頂いても結構です。  
※団体リスト等がある場合は、添付頂いても結構です。

<b>1. 社会福祉協議会等</b>	
0字	社会福祉協議会 経営者協議会等
<b>2. 種別協(事業者団体)</b>	
0字	高齢者福祉
0字	障害児・者
0字	児童・母子
0字	その他
<b>3. 職能団体</b>	
0字	専門職の団体
<b>4. その他</b>	
0字	他職種の団体

④ 現在、体制に未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。(記述)

0字	
----	--

⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者、理由を教えてください。

※なお、「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)では、対象先については一般避難所(注:指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所)で福祉支援を行うチームの派遣を想定し、災害時要配慮者についても高齢者や障害者、子ども等を例に挙げています。

⑤-1 支援の主な対象先(該当するもの全て「○」を選択してください)

	問2-1⑤-1
1. 一般避難所	
2. 福祉避難所	
3. 社会福祉施設等	
4. 要配慮者の居宅	
5. その他(記述)	
0字	=
6. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象先としている理由を教えてください。(記述)

0字

⑤-2 支援の主な対象者(該当するもの全て「○」を選択してください)

		問2-1⑤-2
1. 高齢者		
2. 障害者・児		
3. 乳幼児		
4. その他(記述)		
0字	=	
5. 未定・検討中		

上の設問で、支援の主な対象者としている理由を教えてください。(記述)

0字

⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類について教えてください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

		問2-1⑥
1. 暴風		
2. 豪雨		
3. 豪雪		
4. 洪水		
5. 高潮		
6. 地震		
7. 津波		
8. 噴火		
9. 原子力災害		
10. その他		
0字	=	

⑦ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。(記述)

担当部署名	
※複数部署が関わっている場合、主担当の部署名	

⑧ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例:庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。(記述)

0字

⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局を担うのはどちらですか。

(1つ選択)

		問2-1⑨
1. 都道府県が担う		
2. 都道府県と団体が共に担う	→ (1)へ記述	
3. 団体が担う	→ (1)へ記述	
4. その他	→ (2)へ進む	
5. 未定		

(1) 設問⑨で、「2.都道府県と団体が共に担う」、「3.団体が担う」と回答した方はその団体名を記述お願いします。(記述)

0字

(2) 設問⑨で、「4.その他」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)

0字

⑩ 事務局を担当している人の数を教えてください。(数字記入)

		問2-1⑩
専任		名
兼務		名

⑪ 事務局はどのような費用で運営されていますか？（複数選択可能）

(該当するものを全て「○」を選択してください)

		問2-1⑪
1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請)		
2. 都道府県による独自予算		
3. 民間団体による助成等		
4. その他(記述)		

0字

⇒

⑫ 災害発生時に「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能を確保していますか。

(1つ選択)

		問2-1⑫
1. 確保している	→ (1)へ記述	
2. 確保していない		

(1) 設問⑫で、「1.確保している」と回答した方はバックアップの方法を記述をお願いします。(記述)

0字

⑬ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する災害派遣福祉チームの人員確保や育成をされていますか。

(1つ選択)

		問2-1⑬
1. 開始している	→設問⑬-1へ進む	
2. 開始予定【以下、開始予定年月を教えてください(記入例 2011年4月)】	→設問⑬へ	
開始予定年月⇒		
3. 開始していない	→設問⑬へ	

⑬-1 人員確保の方法と登録条件について教えてください。

以下の設問(1)~(3)では、「1.はい」「2.いいえ」を選択し、「1.はい」の場合はその詳細を記述をお願いします。

(1) 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している  
(※個人を特定していない)

		問2-1⑬-1(1)
協定の締結先 例: 団体、施設等		
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

0字

選択肢
1. はい
2. いいえ

(2) 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)

		問2-1⑬-1(2)
協定の締結先 例: 団体、施設、登録者個人等		
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

0字

選択肢
1. はい
2. いいえ

(3) 個人による応募も受け付けている

		問2-1⑬-1(3)
確保した人員数	名	
登録条件 (職種・経験年数等)		

0字

選択肢
1. はい
2. いいえ

(4) その他の人員確保の方法があれば、教えてください。(記述)

0字



- ⑬-2 役割や能力を意識した災害派遣福祉チームの人材の層や人材像、その育成策について、以下より1つ選択してください。  
(人材の層の例：統括リーダー、チームリーダー、チーム員、ロジスティクス等)

(1つ選択)	問2-1⑬-2
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	
4. 特に人材の層や人材像は設定していない	

- ⑬-3 令和2年度の研修や訓練の実施状況について教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)	問2-1⑬-3
1. 今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である)----- → (1)へ進む	
2. 今年度は実施していない----- → ⑬-4へ進む	

- (1) 昨年度「導入研修」が公表されましたが、それを用いて研修はされましたか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-1⑬-3(1)
------------

選択肢
1. 実施した
2. 実施していない

- (2) 今年実施した研修・訓練について教えてください(4件まで)

研修1 ※可能であれば次策を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	4) 内容
研修2 ※可能であれば次策を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	4) 内容
研修3 ※可能であれば次策を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	4) 内容
研修4 ※可能であれば次策を提供ください	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	4) 内容

- ⑬-4 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑬-4
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	
2. 促しているが、各チーム員に任せている	
3. 特に促してはいない	

⑬-5 平時におけるチーム員の活動状況について教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	問2-1⑬-5
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	
4. その他(以下記述)	

0字 ⇒

選択肢
1. はい 2. いいえ

⑬-6 平時におけるチーム員との関わりについて教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	問2-1⑬-6
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している(SNS等)	
4. その他(以下記述)	

0字 ⇒

選択肢
1. はい 2. いいえ

⑭ 活動に際し、資機材等は確保していますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-1⑭
-------

選択肢
1. 確保している 2. 確保していない

(1) 設問⑭で、「1.確保している」と回答した方は、次のうち該当するものを全て選択してください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

1. ビブス	問2-⑭-1
2. モバイルパソコン	
3. プリンタ	
4. 携帯電話	
5. 衛星電話	
6. トランシーバ	
7. デジタルカメラ	
8. 車両	
9. 自家発電機	
10. その他(以下記述)	

0字 ⇒

⑮ 貴都道府県内に災害が発生した際の、都道府県・事務局(発災時には本部)・災害派遣福祉チームの具体的な動きについての検討状況を教えてください。

⑮-1 災害が発生した場合の本部の体制や立ち上げ手順について教えてください。

(1つ選択)

1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている ----- → (1)へ記述	問2-1⑮-1
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-1で、「1.・・・具体的に整理して決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)  
(例:本部の運営マニュアル等)

0字

⑮-2 災害が発生した場合の災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等について教えてください。

(1つ選択)

1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している ----- → (1)へ記述	問2-1⑮-2
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-2で、「1.・・・具体的に決めて合意している」と回答した方にうかがいます。それは例えばどのような内容でしょうか。(記述)  
(例:本部応援のための人員派遣等)

0字

⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-3
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-3で、「1...具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)  
(例:本部の運営マニュアル等)

0字

⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-4
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-4で、「1...具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)  
(例:本部の運営マニュアル等)

0字

⑮-5 災害が発生した場合のチームの組成方法について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-5
1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-5で、「1...具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)  
(例:本部の運営マニュアル等)

0字

⑯ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制※」と災害時の福祉支援体制の関係について教えてください。

※「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 平成29年7月5日)

※ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/29.0705.hokenniryokatsudoutaiseiseibi.pdf>

(1つ選択)	問2-1⑯-1
1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている ----- → (1)へ記述	
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	
3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	
4. 検討中である	
5. 想定していない	

(1) 設問⑯-1で、「1...体制の中に位置づけられている」と回答した方にうかがいます。その体制の名称・内容等を教えてください。  
また、宜しければ資料、URLを提供ください。(記述)

0字

⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑯-2
1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている ----- → (1)に進む	
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である ----- → (2)に進む	
3. 連携した活動は特に想定していない ----- → (3)に進む	

(1) その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。

(1つ選択)	問2-1⑯-2(1)
1. 具体的に決まっている	
2. 概要は決まっている	
3. 今後の検討である	

(2) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(3) 「連携した活動は特に想定していない」理由を教えてください。(記述)

0字

⑩-3 災害時に保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組みがあれば教えてください。

問2-1⑩-3

(「1」「2」どちらか選択)

選択肢

1. ある  
2. 特になし

(1) 設問⑩-3で、「1.ある」と回答した方は、詳細を教えてください。(例:互いの研修への講師派遣、訓練の共同実施、意見交換の実施等)(記述)

0字

--	--

⑪ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけをされていますか。

(1つ選択)

問2-1⑪

1. 位置付けられている  
2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定  
3. 未定  
4. その他(以下記述)

0字

--	--

⑫ 貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況を教えてください。(記述)

例) 市区町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市区町村の検討支援、訓練支援等

0字

--	--

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

⑬ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取り組み状況を教えてください。(記述)

例) 住民向けパンフレットやセミナー開催等

0字

--	--

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

[→問3へ進む](#)

問2-2 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定時期を教えてください。

(1つ選択)

問2-2①

1. 開始時期は決定している(年度記述)  
2. おおよその開始時期は想定している(年度記述)  
3. 未定

上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始予定時期を教えてください。(記入例:2021)

0字

--	--

年度または年頃

② その時期とした理由を教えてください。(記述)

0字

--	--

③ 災害時の福祉支援体制の事務局についてはどのように想定されていますか。

(1つ選択)

問2-2③

1. 都道府県が担うことを想定  
2. 都道府県と団体が共に担うことを想定 → (1)へ記述  
3. 団体が担うことを想定 → (1)へ記述  
4. その他が担うことを想定 → (2)へ記述  
5. 未定

(1) 設問③で、「2」、「3」と回答した方は想定する団体名を記述をお願いします。(記述)

0字

--	--

(2) 設問③で、「4」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)

0字

--	--

④ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

④-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制※」と災害時の福祉支援体制の関係として、想定されるものを教えてください。

※「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（厚生労働省 平成29年7月5日）

※ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/29.0705.hokemiryoukatsudoutaiseiseibi.pdf>

(1つ選択)	問2-2④-1
1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づける予定である	
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理する予定である	
3. 検討中である	
4. 想定していない	

④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動として想定していることを教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)	問2-2④-2
1. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である ----- →(1)に進む	
2. 連携しての活動は特に想定していない ----- →(2)に進む	

(1) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(2) その理由を教えてください。(記述)

0字

⑤ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置付ける予定ですか。

(1つ選択)	問2-2⑤
1. 位置付ける予定である	
2. 位置付ける予定はない	
3. 未定	

⑥ 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-2⑥
-------

選択肢
1. ある
2. ない

(1) 設問⑥で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

→問3へ進む

問2-3 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。(記述)

0字

② 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-3②
-------

選択肢
1. ある
2. ない

(1) 設問②で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

→問3へ進む

II. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震では、熊本DCATと連携して若手県・京都府の災害派遣福祉チームが、平成30年7月豪雨災害では、岡山県において岡山DWATと連携して青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府が避難所で支援活動を行い、あらかじめ災害時にも福祉支援が提供されることの重要性が確認されたところです。先般のガイドライン発出を受け、現在、都道府県内に災害時の福祉支援体制の構築が進んでいますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも重要であると考えられます。

問3 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（支援）を想定されていますか。

〔1〕〔2〕どちらか選択		問3
1	想定している----- →①、②へ進む	
2	想定していない----- →③へ進む	

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。（1つ選択）

1つ選択		問3①
1.	検討済である	
2.	検討中である	
3.	未検討である	

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。受け入れる際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問4 全ての都道府県にうかがいます。他県で災害が発生した場合、貴都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定されていますか。

〔1〕〔2〕どちらか選択		問4
1	想定している----- →①、②へ進む	
2	想定していない----- →③へ進む	

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等について検討されていますか。（1つ選択）

1つ選択		問4①
1.	検討済である	
2.	検討中である	
3.	未検討である	

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。派遣する際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問5 全ての都道府県にうかがいます。広域派遣の可能性を想定し、次を実施されたことはありますか。

（該当するもの全て「○」を選択してください）		問5
1	他県の研修や訓練等の視察	
2	他県との研修や訓練等の共同実施	
3	他県との情報交換会・意見交換会の実施	
4	他県との連携に向けた会議の開催	
5	応援・支援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討	
6	その他（記述）	

⇒

Ⅲ. 貴都道府県での実際の活動経験についてうかがいます。

問6 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県には災害派遣福祉チームの派遣経験はありますか。（県内派遣・県外派遣問わず）

(「1」「2」どちらか選択)		問6
1	ある	→①へ進む
2	ない	→問7へ進む

① 活動状況について教えてください。(3つまで記述)

	災害の名称		
	活動形態 (ブルダウン選択)		
	派遣先(自治体名)		
0字	活動場所 (該当するもの全て「○」を選択してください)	1. 一般避難所	
		2. 福祉避難所	
		3. 福祉施設等事業所	
		4. 被災者の自宅	
		5. その他(以下記述)	
	活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
	派遣されたチームの数(計)		チーム
0字	派遣されたチーム員 (延べ人数)		人
	保健・医療との連携状況 (記述)		

< 選択肢 >  
 1. 貴都道府県内への災害派遣福祉チームの派遣  
 2. 他県への災害派遣福祉チームの派遣

	災害の名称		
	活動形態 (ブルダウン選択)		
	派遣先(自治体名)		
0字	活動場所 (該当するもの全て「○」を選択してください)	1. 一般避難所	
		2. 福祉避難所	
		3. 福祉施設等事業所	
		4. 被災者の自宅	
		5. その他(以下記述)	
	活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
	派遣されたチームの数(計)		チーム
0字	派遣されたチーム員 (延べ人数)		人
	保健・医療との連携状況 (記述)		

< 選択肢 >  
 1. 貴都道府県内への災害派遣福祉チームの派遣  
 2. 他県への災害派遣福祉チームの派遣

	災害の名称		
	活動形態 (ブルダウン選択)		
	派遣先(自治体名)		
0字	活動場所 (該当するもの全て「○」を選択してください)	1. 一般避難所	
		2. 福祉避難所	
		3. 福祉施設等事業所	
		4. 被災者の自宅	
		5. その他(以下記述)	
	活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)		
	派遣されたチームの数(計)		チーム
0字	派遣されたチーム員 (延べ人数)		人
	保健・医療との連携状況 (記述)		

< 選択肢 >  
 1. 貴都道府県内への災害派遣福祉チームの派遣  
 2. 他県への災害派遣福祉チームの派遣

活動期間 (西暦/年/月/日～西暦/年/月/日)	
派遣されたチームの数(計)	チーム
派遣されたチーム員 (延べ人数)	人
保健・医療との連携状況 (記述)	

② 災害派遣福祉チームが活動した後、次について実施されましたか。次のうち該当するものを全て選択してください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)		問6②
1. 活動したチーム員同士による振り返り等、活動の棚卸し		
2. 活動したチーム員による報告会、研修会での発表等、他チーム員との活動内容や気づき等の共有		
3. チーム員に係る活動マニュアル等の作成		
4. チーム員に係る活動マニュアル等の改訂		
5. 本部に係る運営マニュアル等の作成		
6. 本部に係る運営マニュアル等の改訂		
7. 自都道府県他部署に活動情報の提供		
8. 災害時の福祉支援体制を構成する団体等への活動情報の提供		
9. その他(記述)		
0字	⇒	

③ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、特に今後の課題であると考えたことについて教えてください。(記述)

0字	都道府県	
0字	事務局	
0字	チーム員	
0字	市町村等自治体	
0字	その他	

④ 災害派遣福祉チームの活動を通じて、良かったと考えられること、評価できることがあれば教えてください。(記述)

0字	都道府県	
0字	事務局	
0字	チーム員	
0字	市町村等自治体	
0字	その他	



#### Ⅳ.災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問7 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでおられることがあれば教えてください。（記述）

0字

問8 その他、災害時の福祉支援体制の構築に向けての意見等があればお書きください。（記述）

0字



災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業  
(データ版)

(令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

発行月 令和3(2021)年3月

発行者 株式会社 富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25 富士通ソリューションスクエア C棟7階

tel. 03 (6424) 6752

fax. 03 (3730) 6800

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載